

ラッセル・インベストメント外国株式ファンド

追加型投信／海外／株式

愛称：ワールド・プロフェSSIONナルズ[®]

投資信託説明書

（請求目論見書）

2024年1月19日

ラッセル・インベストメント株式会社

（本書は金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。）

1. 「ラッセル・インベストメント外国株式ファンド」(以下「当ファンド」といいます。)の募集については、発行者であるラッセル・インベストメント株式会社(委託会社)は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を2024年1月18日に関東財務局長に提出しており、2024年1月19日にその効力が生じております。
2. この投資信託説明書(請求目論見書)は、金融商品取引法の規定に基づき、投資者の請求により交付される目論見書です。
3. 当ファンドの基準価額は、実質的に投資を行っている有価証券等の値動きや為替変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様にご帰属します(投資した資産の減少を含むリスクを投資信託の購入者が負うこととなります。)
4. 投資信託は投資元金が保証されているものではありません。
5. 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
6. 金融商品取引業者(従来の証券会社)以外でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。

発行者名	ラッセル・インベストメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長兼CEO ジョン・アール・ムーア
本店の所在の場所	東京都港区虎ノ門一丁目3番1号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

ラッセル・インベストメント外国株式ファンド（愛称：ワールド・プロフェッショナルズ）
（以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。もしくは、「ワールド・プロフェッショナルズ」ということがあります。）

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（契約型）の受益権（以下「受益権」といいます。）です。

当初元本は1口当たり1円です。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるラッセル・インベストメント株式会社（以下「委託会社」といいます。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額*とします。

※「基準価額」とは、純資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および信託約款に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。以下同じ。）を計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりの価額で表示されることがあります。

ただし、「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

基準価額については、販売会社または下記の照会先にお問い合わせください。また、基準価額は、原則として計算日（委託会社の営業日）の翌日付の日本経済新聞朝刊に略称（「ワールドプロ」）として掲載されます。

ラッセル・インベストメント株式会社

<電話番号> 0120-055-887（フリーダイヤル）

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

<ホームページ> <https://www.russellinvestments.com/jp/>

(5) 【申込手数料】

3.3%*（税抜3.0%）を上限として販売会社が定める申込手数料率を、お申込口数、お申込金額等に応じて、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額が申込手数料となります。

※消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）を含みます。なお、税法が改正された場合等には、消費税等相当額が変更になることがあります。

ただし、「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はかかりません。詳細は販売会社にお問い合わせください。

なお、販売会社については後述（8）に記載の照会先にお問い合わせください。

(6) 【申込単位】

当ファンドには、分配時に収益分配金を受け取る「一般コース」と、収益分配金が、税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資される「自動けいぞく投資コース」があります。なお、販売会社によってはどちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。申込単位は、販売会社が定める単位とします。ただし、「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、1口単位とします。詳細は販売会社にお問い合わせください。なお、販売会社については後述(8)に記載の照会先にお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

2024年1月19日から2024年7月18日まで
申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社において取得申込みの取扱いを行います。
販売会社については、下記の照会先にお問い合わせください。
ラッセル・インベストメント株式会社
<電話番号> 0120-055-887 (フリーダイヤル)
(受付時間は営業日の午前9時～午後5時)
<ホームページ> <https://www.russellinvestments.com/jp/>

(9) 【払込期日】

取得申込者は、原則として、販売会社が定める日までに申込代金^{*}を販売会社に支払うものとします。
詳細は販売会社にお問い合わせください。
各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社より委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。
^{*}「申込代金」とは、発行価格に申込口数を乗じた金額に、申込手数料(消費税等相当額を含みます。)を加算した金額をいいます。

(10) 【払込取扱場所】

取得申込者は、取得申込みの販売会社(前述の「(8) 申込取扱場所」をご参照下さい。)に申込代金を支払うものとします。
詳細は販売会社にお問い合わせください。

(11) 【振替機関に関する事項】

当ファンドの受益権の振替機関は下記のとおりです。
株式会社 証券保管振替機構

(12) 【その他】

①申込証拠金

該当事項はありません。

②日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

③振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとします。当ファンドの収益分配金、償還金、換金代金は、社振法および前述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

＜ファンドの目的＞

当ファンドは、信託財産の長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。

＜信託金の限度額＞

委託会社は、受託会社と合意のうえ、1兆円を限度として信託金を追加することができます。
 なお、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

＜基本的性格＞

当ファンドが該当する一般社団法人投資信託協会による商品分類および属性区分は以下のとおりです。

●商品分類表（当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
	海外	債券
追加型	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

《商品分類の定義》

追加型：

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外：

目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

株式：

目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

●属性区分表（当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を除く)	ファミリー ファンド	あり ()
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年2回	日本		
	年4回	北米		
	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし
不動産投信		オセアニア 中南米		

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
その他資産 (投資信託証券(株式 一般))	日々	アフリカ 中近東(中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型	その他()	エマージング		

《属性区分の定義》

その他資産(投資信託証券(株式 一般)) :

目論見書または信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいいます。当ファンドは、投資信託証券(親投資信託)を通じて主として株式(大型株および中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいいます。)に投資します。

年1回 :

目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

グローバル(日本を除く) :

目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除く世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド :

目論見書または信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資するものをいいます。

為替ヘッジなし :

目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

(注1)当ファンドは投資信託証券(親投資信託)を通じて、主に株式に投資するため、「商品分類」における投資対象資産(収益の源泉)と「属性区分」における投資対象資産は異なります。

(注2)上記は、一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づいて記載しています。当ファンドが該当しない(網掛け表示していない)商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

<ファンドの特色>

◆日本を除く世界先進各国の株式を実質的な主要投資対象とします。

- ・ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)を主要投資対象とします。
- ・MSCI KOKUSAI(配当込み)をベンチマークとし、長期的に安定してベンチマークを上回ることを目指します。
- ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

◆ラッセル・インベストメントが複数の優れた運用会社を厳選し、それらをバランスよく組み合わせるとともに、必要に応じて入替え等を行います。

運用のポイント^(注)

投資者のみなさまは日本にいながらにして、世界の専門家たち「ワールド・プロフェッショナルズ」に資産の運用を託すことができます。



◀イメージ図▶

ステップ1

世界中から優れた運用会社を厳選

世界各地に配した運用会社調査のアナリストが数多くの運用会社を綿密に調査・分析し、将来的に高い運用成果が期待できる優れた運用会社だけを厳選します。

ステップ2

選ばれた運用会社をバランスよく組み合わせ

成長株への投資を得意とする運用会社や割安株への投資を得意とする運用会社など、特徴の異なる運用会社をバランス良く組み合わせます。



ステップ3

運用会社を入替え、ファンドを常に最適な状態に

運用会社の運用能力が低下したり、より優れた運用会社を発掘したりした場合等に運用会社を変更することがあります。これらのステップを通じて、安定したリターンの獲得を目指します。



(注)運用会社の優劣に関する分析・評価およびその選定はラッセル・インベストメントが行います。ラッセル・インベストメントは運用会社の分析・調査において50年以上の経験とノウハウを有しています。
※ラッセル・インベストメントは、ラッセル・インベストメント グループの会社の総称です。

◆運用会社の構成

マザーファンドで採用している運用会社の構成は以下のとおりです(2024年1月18日現在)。
運用会社や目標配分割合の変更は、原則として事前の告知なく随時行います。なお、運用会社および目標配分割合に関する最新の情報は委託会社のホームページでご提供しております。

《ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド》

運用スタイル	運用会社(外部委託先運用会社/投資助言会社)	目標配分割合
成長型	パインストーン・アセット・マネジメント・インク(カナダ)《投資助言》 ^(注1)	14.5%
	モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク(米国)《投資助言》 ^(注1)	12.5%
割安型	サンダース・キャピタル・エル・エル・シー(米国)《投資助言》 ^(注1)	16.5%
	ブジーナ・インベストメント・マネジメント・エル・エル・シー(米国)《投資助言》 ^(注1)	16.5%
市場型	ニューメリック・インベスターズ・エル・エル・シー(米国)《投資助言》 ^(注1)	18.0%
ポートフォリオ特性補強型 ^(注2)	ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シー(米国)	22.0%

(注1)各投資助言会社の投資助言に基づき、「ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シー(米国)」が運用の指図を行います。

(注2)ポートフォリオ特性補強型：採用している他の運用会社の運用戦略の特徴を活かしながら、マザーファンド全体としてのポートフォリオ特性を補強するために必要なファクター(バリューやクオリティ、モメンタム、低ボラティリティ、高配当など)の運用を行います。

※マザーファンド全体の運用効率を高めること、各運用会社の入替え等に際しての資産の移転管理および一時的な運用、他の運用会社からの投資助言等に基づく運用、委託会社が必要と判断した場合におけるマザーファンドの一部についての運用等を行うため、「ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シー(米国)」を採用しています。

※「運用会社」について、運用の指図にかかる権限を委託する運用会社を「外部委託先運用会社」、外部委託先運用会社に投資助言を行う会社を「投資助言会社」ということがあります。

※「目標配分割合」とは、運用会社を組み合わせる際に目安とする配分割合をいいます。

＜運用スタイルについて＞

運用スタイルは、投資対象のどのような面に焦点をあて銘柄選択を行うか、付加価値を生み出すためにどのような要因に着目するかなどによって分類されます。株式を主要投資対象とするファンドの場合、以下の運用スタイルなどがあります。

成長型：特に企業の成長性に着目し、利益等の成長性が市場平均よりも高いと考える株式(成長株)を主な投資対象とする運用スタイルをいいます。

割安型：特に株価水準に着目し、企業の資産価値などから判断して株価が過小評価されていると考える株式(割安株)を主な投資対象とする運用スタイルをいいます。

市場型：「成長型」や「割安型」のように、特定の傾向をもつ株式のみに焦点を当てるのではなく、幅広い株式を投資対象とします。

資金動向、市況動向等により、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

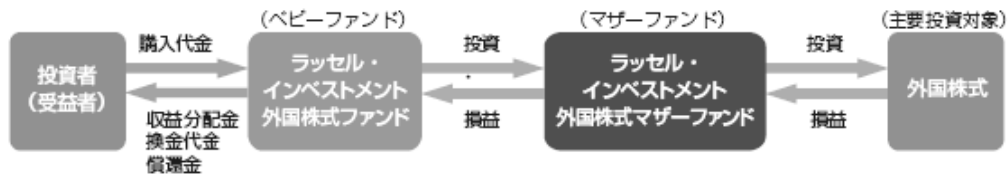
2016年6月13日 信託契約の締結、当ファンドの設定日、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

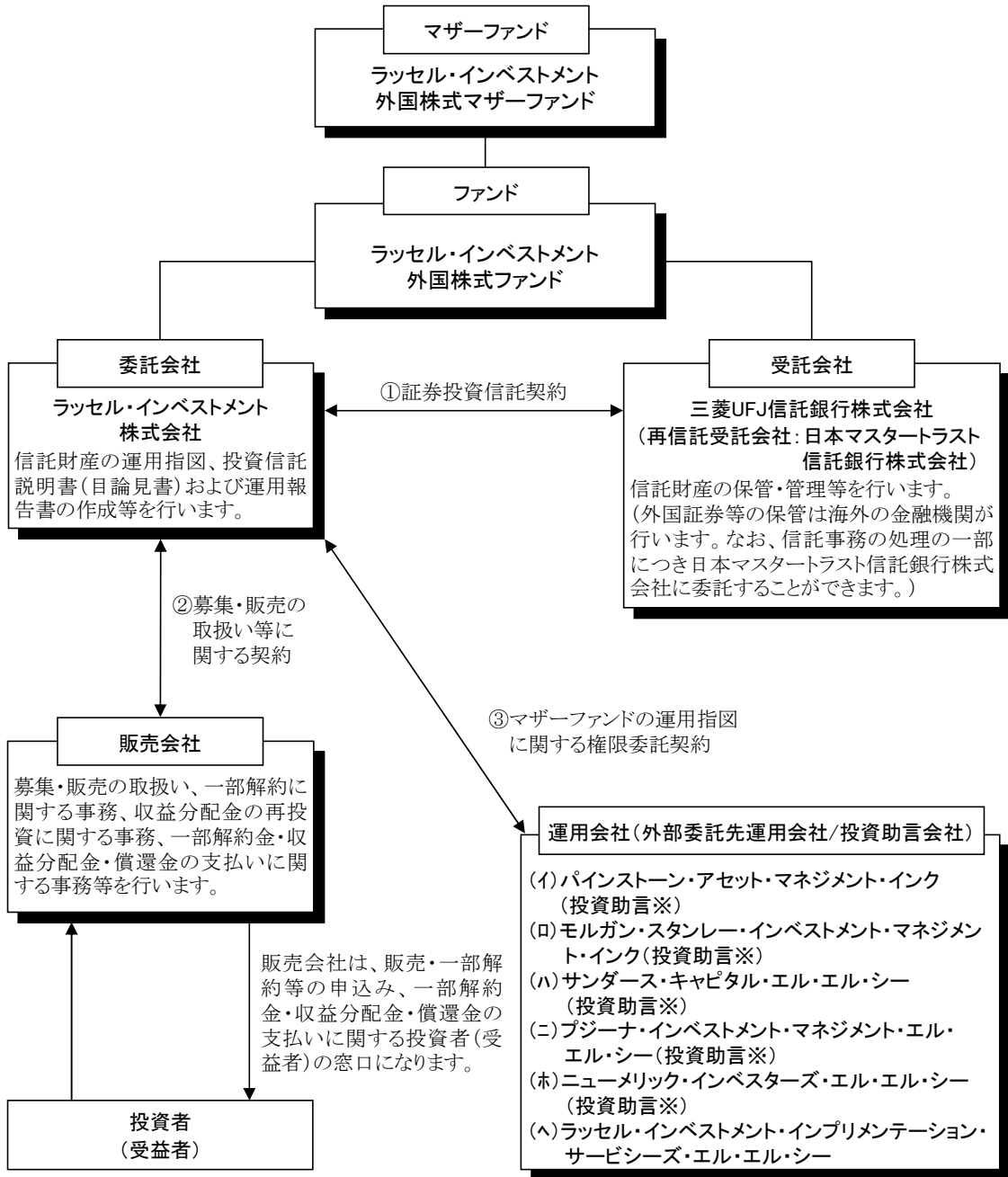
＜ファンドの仕組み＞

当ファンドはファミリーファンド方式で運用します。

ファミリーファンド方式とは、投資者(受益者)から投資された資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



＜ファンドの関係法人および運営上の役割＞



※ 各投資助言会社の投資助言に基づき、ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シーが運用の指図を行います。
 (注) 上図は、2024年1月18日現在のものです。上記の運用会社は事前の告知なく随時変更され、2024年1月18日現在のものと異なることがあります。

＜契約の概要＞

①証券投資信託契約

委託会社と受託会社の間で締結され、証券投資信託の運営に関する事項(運用の基本方針、投資対象、投資制限、委託会社、受託会社および受益者の権利義務関係等)を定めた契約です。

②募集・販売の取扱い等に関する契約

委託会社と販売会社の間で締結され、募集・販売の取扱い、一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等にかかる包括的な規則を定めた契約です。

③マザーファンドの運用指図に関する権限委託契約

委託会社と各外部委託先運用会社の間で締結され、マザーファンドの運用指図権限の委託に関する業務の内容を定めた契約です。なお、外部委託先運用会社によって、運用指図権限を委託する内容等は異なります。

(参考：マザーファンドの運用における投資助言契約)

外部委託先運用会社と投資助言会社の間で締結され、外部委託先運用会社がマザーファンドの運用指図を行う際の投資助言の内容を定めた契約です。なお、投資助言会社によって、投資助言を受ける内容等は異なります。

<委託会社の概況>

①資本金の額 490百万円 (2023年10月末現在)

②沿革

1999年3月9日	フランク・ラッセル投信株式会社設立
1999年3月25日	「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律」に基づく証券投資信託委託業の認可取得
1999年11月15日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資顧問業者の登録
2000年1月27日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可取得
2002年7月18日	「フランク・ラッセル株式会社」に商号変更
2006年2月16日	「ラッセル・インベストメント証券投信投資顧問株式会社」に商号変更
2006年3月1日	ラッセル・インベストメント証券株式会社と合併
2007年12月21日	「ラッセル・インベストメント株式会社」に商号変更

③大株主の状況

(2023年10月末現在)

株主名	住所	所有株式数	持株比率
Russell Investments Japan Holdco合同会社	東京都港区虎ノ門一丁目3番1号	34,090株	100%

(参考)

ラッセル・インベストメント株式会社の概要

ラッセル・インベストメント株式会社は、ラッセル・インベストメントグループの日本拠点です。グローバルな事業展開により培ったノウハウをファンド運用に活かして、長期的に安定した収益を生み出すファンドを投資者の皆様に提供することを目指しており、これまで世界各国で提供してきた“マルチ・マネージャー・ファンド”を日本で初めて設定・運用管理し、提供しております。

ラッセル・インベストメントグループの概要

ラッセル・インベストメントグループは、年金、金融機関および個人など様々な投資者の皆様を対象に、グローバルに総合的な資産運用ソリューションを提供しています。グローバルに行う運用会社調査をもとに、資産運用、オルタナティブ投資、確定拠出年金サービス、資産運用コンサルティング、売買執行管理など幅広く業務を行っており、当グループの運用資産総額（オーバーレイ運用を含みます。）は2023年9月末現在で約44兆円となっています。当グループの創立は1936年。米国ワシントン州シアトルを本拠地とします。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

①基本方針

信託財産の長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。

②運用方法

(a) 投資対象

マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

(b) 投資態度

1. マザーファンド受益証券への投資を通じて、主に日本を除く世界先進各国の市場において取引されている株式に投資することにより、信託財産の長期的な成長を図ります。
2. MSCI KOKUSAI（配当込み）をベンチマークとします。
3. マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。
4. 実質組入外貨建資産に対する為替ヘッジは、市況動向、資金動向等により委託会社が適切と判断した場合に行うことがあります。
5. 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
6. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクまたは為替変動リスクを回避するため、デリバティブ取引を行うことができます。

(2) 【投資対象】

① 投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

(a) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

1. 有価証券
2. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第22条ないし第24条に定めるものに限りません。）
3. 金銭債権
4. 約束手形

(b) 次に掲げる特定資産以外の資産

1. 為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主としてマザーファンド受益証券のほか、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証券で、前各号の証券または証券の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第14号の証券のうち投資法人債券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

④上記②にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記③に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

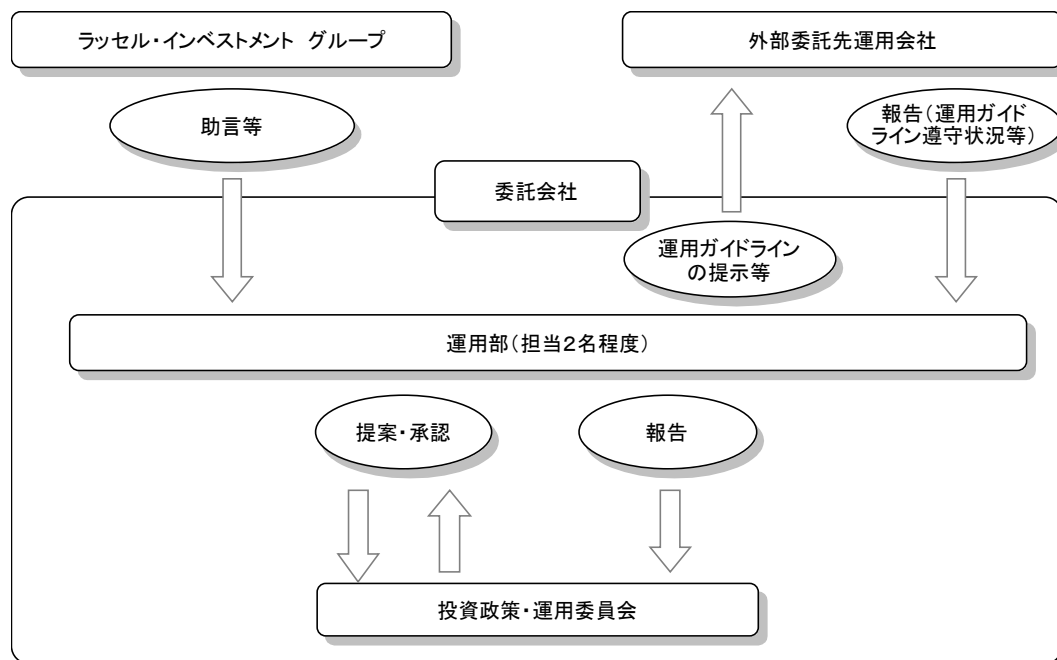
(3)【運用体制】

委託会社では、運用部が所管する、I D T o k y o ポリシー&プロシージャ（社内規程）に基づき、当ファンドの運用体制を構築しています。

- ・委託会社の投資意思決定は、マザーファンドで採用する外部委託先運用会社の採用・変更、目標配分割合の設定・変更、運用ガイドラインの作成・変更が中心となります。
- ・運用部は、委託会社が属するラッセル・インベストメントグループからの助言等に基づき、外部委託先運用会社の採用・変更や各外部委託先運用会社への目標配分割合の設定・変更等に関して投資政策・運用委員会に提案し、その承認を得ます。ただし、目標配分割合の変更に関しては、ラッセル・インベストメントグループに一定の基準に基づき委託がなされており、投資政策・運用委員会はそのモニタリングを行います。

（投資政策・運用委員会）

- ・投資政策・運用委員会は代表取締役社長兼CEO、運用部長およびジェネラル・カウンセルを含む議決権を有する委員と、議決権を有しない準委員で構成されています。
- ・投資政策・運用委員会規程に基づき、原則月に一度、資産評価・運用状況、外部委託先運用会社のガイドライン遵守状況等のモニタリングについて、報告およびその検証を行っています。



また、委託会社では、以下のようにファンド（マザーファンドを含みます。）の関係法人（販売会社を除く）に対する管理を行います。

- ・外部委託先運用会社
委託会社は、運用に関わるリスク管理を重視した運用体制を構築しており、後述の「3 投資リスク（2）投資リスクに対する管理体制」に記載の外部委託先運用会社に対する管理体制を構築しています。
- ・受託会社
オペレーション部（担当6名程度）が、内部統制等についての外部監査報告書を毎年受領し、受託会社の内部統制の状況を確認するほか、信託財産管理に係わるサービスの正確性・迅速性・システム対応力を随時検証し、必要と判断した場合には受託会社に個別説明等を求めることとしております。

※上記の体制等は2023年10月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

(4) 【分配方針】

毎決算時（毎年4月18日。休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

1. 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
2. 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、基準価額水準、市況動向等によっては分配を行わないことがあります。
3. 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※「一般コース」を選択した場合には、収益分配金は、税金を差し引いた後、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。また、「自動けいぞく投資コース」を選択した場合には、収益分配金は、税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。なお、販売会社によってはどちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(5) 【投資制限】

①信託約款による投資制限

(a) 株式への実質投資割合※には制限を設けません。

※「実質投資割合」とは、当ファンドの信託財産の純資産総額に対する、当ファンドの信託財産に属する資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額のうち当ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の割合をいいます。

す。以下同じ。

- (b) 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- (c) 投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券(金融商品取引所^{*}に上場等され、かつ当該金融商品取引所において常時売却可能(市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。)な投資信託証券をいいます。))を除きます。以下同じ。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。

- (d) 委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率が、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えることとなる投資の指図をしません。当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うものとします。
- (e) 委託会社は、デリバティブ取引等(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを内容とした運用の指図を行うにあたり、一般社団法人投資信託協会の規則に基づき、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- (f) 投資する株式等の範囲

1. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および金融商品取引所に準ずる市場で取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。
2. 上記1.にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

(g) 信用取引の指図範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 上記1.の信用取引の指図は、当該売付にかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付にかかる建玉のうち当該信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2.の売付にかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることになった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。
4. 上記2.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売付にかかる建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(h) 先物取引等の運用指図

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。))および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。))ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。))。
2. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

3. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
4. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内および国外において行われる、金融商品取引法第2条第22項第1号から第4号（ただし、第3号に規定する「前2号及び第5号から第7号までに掲げる取引」は「前2号に掲げる取引」のみとします。）に規定する店頭デリバティブ取引を行うことができます。

(i) スワップ取引の運用指図

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
4. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(j) 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
2. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
4. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(k) 有価証券の貸付の指図および範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - イ. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - ロ. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
2. 上記1. に定める限度額を超えることになった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
3. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(l) 有価証券の空売りの指図範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属さない有価証券または信託約款の規定により借入れた有価証券を売付ることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、売付けた有価証券の引渡または買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 上記1. の売付の指図は、当該売付にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2. の売付にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

(m) 有価証券の借入れ

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をする

ことができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

2. 上記1. の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2. の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
 4. 上記1. の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。
- (n) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- (o) 外国為替予約取引の指図および範囲
1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。
 2. 上記1. の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
 3. 上記2. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(p) 資金の借入れ

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
2. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
4. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

②法令上の投資制限

当ファンドに適用される投信法等関連法令上の投資制限は以下のとおりです。

(a) デリバティブ取引にかかる制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行わないものとします。

- (b) 同一法人の発行する株式への投資制限（投信法第9条、同法施行規則第20条）
委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数が当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。
- (c) 信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2）
委託会社は、信託財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しません。

(参考情報) ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンドの概要

(1) マザーファンドの投資方針

① 基本方針

信託財産の長期的成長を図ることを目的として運用を行います。

② 運用方法

(a) 投資対象

日本を除く世界先進各国の市場において取引されている株式を主要投資対象とします。

(b) 投資態度

1. 日本を除く世界先進各国の株式を主要投資対象とし、分散投資を行い、信託財産の長期的な成長を目指します。
2. M S C I K O K U S A I（配当込み）をベンチマークとします。
3. 外貨建資産に対する為替ヘッジは、市況動向、資金動向等により委託会社が適切と判断した場合に行うことがあります。
4. 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、為替ヘッジも含め、上記のような運用ができない場合があります。
5. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため（ヘッジ目的に限定されません。）、デリバティブ取引を行うことができます。

(2) マザーファンドの投資対象

① 投資の対象とする資産の種類

マザーファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

(a) 次に掲げる特定資産

1. 有価証券
2. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第16条ないし第18条に定めるものに限りません。）
3. 金銭債権
4. 約束手形
5. 匿名組合出資持分（1. に該当するものを除きます。）

(b) 次に掲げる特定資産以外の資産

1. 為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託会社（運用の指図に関する権限の委託を受けたものを含みます。以下、③、④において同じ。）は、信託金を、主として次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 10. コマーシャル・ペーパー
 11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
 17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、1. の証券または証書ならびに12. および17. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6. までの証券ならびに14. の証券のうち投資法人債券ならびに12. および17. の証券または証書のうち2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13. の証券および14. の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

④上記②にかかわらず、マザーファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記③に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3)マザーファンドの投資制限

①信託約款による投資制限

- (a) 株式への投資割合には制限を設けません。
- (b) 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

- (c) 投資信託証券（上場不動産投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (d) 委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率が、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えることとなる投資の指図をしません。当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うものとします。
- (e) 委託会社は、デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用の指図を行うにあたり、一般社団法人投資信託協会の規則に基づき、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- (f) 投資する株式等の範囲
1. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および金融商品取引所に準ずる市場で取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。
 2. 上記1. にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。
- (g) 信用取引の指図範囲
1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
 2. 上記1. の信用取引の指図は、当該売付にかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2. の売付にかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることになった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。
- (h) 先物取引等の運用指図・目的・範囲
1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
 2. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
 3. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
 4. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため（ヘッジ目的に限定されません。）、国内および国外において行われる、金融商品取引法第2条第22項第1号から第4号（ただし、第3号に規定する「前2号及び第5号から第7号までに掲げる取引」は「前2号に掲げる取引」のみとします。）に規定する店頭デリバティブ取引を行う

ことができます。

(i) スワップ取引の運用指図・目的・範囲

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。
2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
4. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(j) 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
2. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
4. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(k) 有価証券の貸付の指図および範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - イ. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - ロ. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
2. 上記1. に定める限度額を超えることになった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
3. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(l) 公社債の空売りの指図範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡し、または買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 上記1. の売付の指図は、当該売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2. の売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

(m) 公社債の借入れ

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
2. 上記1. の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2. の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
4. 上記1. の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

(n) 特別の場合の外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(o) 外国為替予約取引の指図および範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。
2. 上記1.の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
3. 上記2.の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

②マザーファンドにおける法令上の投資制限

マザーファンドに適用される法令上の投資制限は、前述の「2 投資方針 (5) 投資制限 ②法令上の投資制限」において、当ファンドについて掲げたものと同じです。

(4) マザーファンドで採用している運用会社（外部委託先運用会社／投資助言会社）

マザーファンドでは「マルチ・マネージャー運用」を行います。「マルチ・マネージャー運用」では、運用会社のパフォーマンス・運用状況等を継続的にモニタリングし、必要に応じて運用会社や目標配分割合の変更を行います。なお、運用会社や目標配分割合の変更は、原則として事前の告知なく随時行います。

2024年1月18日現在、マザーファンドで採用している運用会社は以下のとおりです。

(イ) 商号：パインストーン・アセット・マネジメント・インク《カナダ》 [投資助言] ※

投資助言内容：外国株式を対象としたグロース（成長）型の運用

(ロ) 商号：モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク《米国》 [投資助言] ※

投資助言内容：外国株式を対象としたグロース（成長）型の運用

(ハ) 商号：サンダース・キャピタル・エル・エル・シー《米国》 [投資助言] ※

投資助言内容：外国株式を対象としたバリュウ（割安）型の運用

(ニ) 商号：プジーナ・インベストメント・マネジメント・エル・エル・シー《米国》 [投資助言] ※

投資助言内容：外国株式を対象としたバリュウ（割安）型の運用

(ホ) 商号：ニューメリック・インベスターズ・エル・エル・シー《米国》 [投資助言] ※

投資助言内容：外国株式を対象としたマーケット・オリエンテッド型の運用

(ヘ) 商号：ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シー《米国》

- 委託内容：1) キャッシュ・エクイタイゼーション（流動資金の株式化）—即ち、運用資産の内、流動資金を株式先物インデックスで運用することにより、ファンドを株式に対してフル・エクスポージャーにし、運用効率を高める。
- 2) 他の外部委託先運用会社の運用を補完して信託財産全体にかかる適切なポートフォリオを実現することを目的とした、他の外部委託先運用会社の運用にかかる部分以外の信託財産の一部についての運用。
 - 3) 他の外部委託先運用会社の変更に際しての、必要に応じた資産の移転管理および一時的な運用。（トランジション・マネジメント^(注)）
 - 4) 他の運用会社からの投資助言等に基づく運用。
 - 5) 委託会社が必要と判断した場合における、信託財産の一部についての運用（他の運用会社からの投資助言等に基づく運用を含む。）。

(注) マザーファンドで行うマルチ・マネージャー運用では、委託会社は運用会社のパフォーマンス・運用状況等を継続的にモニタリングし、必要に応じて運用会社や目標配分割合の変更を行います。その際、運用の効率化を図りながらポートフォリオの組替え等を行います（当ファンド設定後に当初ポートフォリオを構築することを含め、以下「トランジション・マネジメ

ント」といいます。)。トランジション・マネジメントを行う場合には、比較的短期の間に通常よりも多くの有価証券等の取引が行われます。この間の意図せざる市場エクスポージャーや市場リスク、機会損失を最小限に抑えるため、委託会社は運用の指図に関する権限の一部をラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シー（以下「R I I S」ということがあります。）に委託します。なお、R I I Sは、トランジション時の市場エクスポージャーとリスクを管理するためのトレーディング戦略の策定とその実施に特化したブローカー業務も行っており、多くの場合、R I I Sは自社の当該部門をトランジション・マネジメントにかかる有価証券等の取引のブローカーとして利用します。R I I Sはラッセル・インベストメント グループの各社が世界各国で設定・運用する他のファンドだけでなく同グループ外の顧客に対しても同様のサービスを提供しています。トレーディング戦略の策定とその実施の対価として同社に支払われる売買委託手数料の総額は、運用報告書（全体版）の「利害関係人との取引状況等」においてR I I Sを利害関係人に準ずるものとみなして開示されます。

※ 各投資助言会社の投資助言に基づき、ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シーが運用の指図を行います。

なお、マザーファンドで採用する運用会社に関する最新の情報については、販売会社または委託会社にお問い合わせ下さい。また、委託会社のホームページでも情報提供を行っております。

ラッセル・インベストメント株式会社

<電話番号> 0120-055-887（フリーダイヤル）

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

<ホームページ> <https://www.russellinvestments.com/jp/>

3 【投資リスク】

(1) リスク要因

取得申込みに際しては、当ファンドのリスクおよび留意点を十分ご理解のうえご検討いただきますよう、お願いいたします。

当ファンドの基準価額は、実質的に投資を行っている有価証券等の値動きや為替変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、当ファンドにおいて、投資者のみなさまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドは、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、金融商品取引業者（従来の証券会社）以外でご購入いただいた場合、投資者保護基金の対象とはなりません。

当ファンドの主なリスクとしては、以下のようなものがあげられます。

① 基準価額の変動リスク

(a) 株価変動リスク

株価は国内外の景気、経済、社会情勢の変化等の影響を受けます。一般に、株価が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

(b) 株式の発行会社の信用リスク

株式の発行会社の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、株価が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

(c) 為替変動リスク

外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

(d) カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因になり、また投資方針に沿った運用ができない可能性があります。

(e) 流動性リスク

当ファンドで短期間に相当金額の換金申込みがあった場合、組入株式を売却することで解約金額の手当てを行います。組入株式の市場における流動性が低いときには、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

※上記は当ファンドの基準価額に影響を及ぼす主なリスクであり、リスクは上記に限定されるものではありません。

②その他の留意点

- (a) 当ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- (b) 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や投資対象国・地域の取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で売却できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- (c) 当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、マザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等を伴う資金変動等があり、その結果マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- (d) 市況動向や資金動向等によっては、投資方針に沿った運用ができない可能性があります。
- (e) 金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、取得申込み、換金申込みの各受付を中止すること、および既に受付けた取得申込み、換金申込みの各受付を取消することができます。
- (f) 法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性があります。
- (g) 分配金に関する留意点

分配金は、預貯金の利息と異なり、当ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額が下落します。

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の利子・配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は計算期間における当ファンドの収益率を示すものではありません。

投資者の当ファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

(2) 投資リスクに対する管理体制

運用に関わるリスクの管理は、ラッセル・インベストメント グループの協力を得て、①外部委託先運用会社の管理、②ファンド全体の管理の2段階にわたって行われます。

①外部委託先運用会社の管理

- ・ 外部委託先運用会社の運用リスクについては、運用部が、外部委託先運用会社毎に運用リスク分析・管理、パフォーマンス評価等を行っています。
- ・ 委託会社は、外部委託先運用会社毎に運用ガイドラインの遵守状況をモニタリングしています。例えば、外部委託先運用会社は運用ガイドラインに違反した場合には直ちに当社グループに報告する義務があります。また、定期的に各外部委託先運用会社から違反がなかった旨の確認をとっており、その結果が投資政策・運用委員会に報告されます。
- ・ 外部委託先運用会社のコンプライアンス・リスク管理については、新規採用時に全般的な法令および社内規程遵守体制等について審査します。採用後も定期的に、外部委託先運用会社から法令および社内規程遵守状況について確認をとっています。
- ・ 外部委託先運用会社が投資助言会社の投資助言に基づいて運用の指図を行う場合は、当該投資助言会社に対しても、必要な管理を行います。
- ・ グループ会社に対しても、必要な監督を行っています。

②ファンド全体の管理

ファンドの運用リスクについては、運用部がファンド毎にリスク分析・管理、パフォーマンス

評価等を行っています。ファンド全体での管理は、更に、法務・コンプライアンス部が流動性リスク管理、法令・信託約款の遵守状況等のモニタリングを通じて行っています。

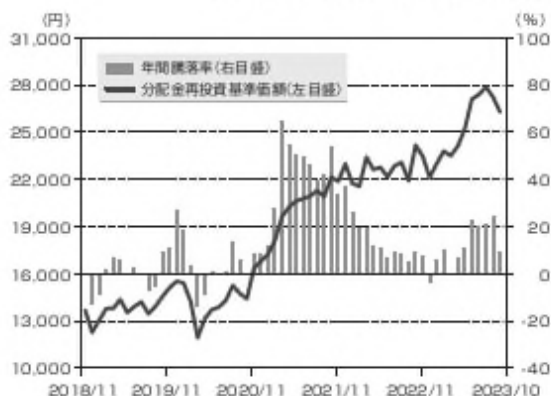
①および②のモニタリング等の結果は、投資政策・運用委員会および／またはリスク管理・コンプライアンス委員会に報告され、検証が行われます。

※上記の体制等は2023年10月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

参考情報

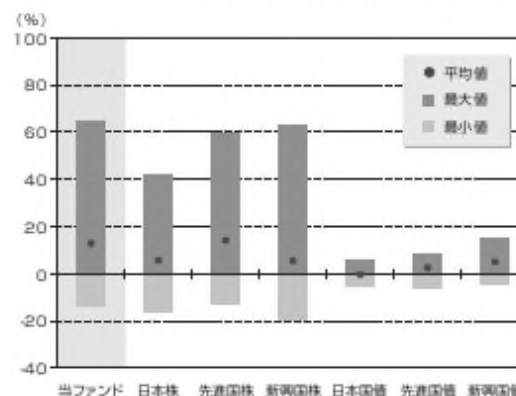
当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

(2018年11月末～2023年10月末)



当ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2018年11月末～2023年10月末)



(単位:%)	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	13.9	7.2	15.2	6.3	-0.6	3.1	6.1
最大値	64.4	42.1	59.8	62.7	5.4	7.9	14.7
最小値	-13.5	-16.0	-12.4	-19.4	-5.5	-6.1	-4.2

※当ファンドの分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算したもので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

※当ファンドの年間騰落率は分配金再投資基準価額に基づいて計算しています。

※左グラフにおける年間騰落率は、当ファンドの5年間の各月末における直近1年間の騰落率で、その推移を棒グラフで表示しています。

※右グラフは、当ファンドおよび代表的な資産クラスの5年間の各月末における直近1年間の騰落率を元に、その平均値・最大値・最小値を表示したものです。なお、右グラフは当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したもので、すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※各資産クラスの年間騰落率の計算に際しては、以下の指数を使用しています。なお、各指数については、後述の追加的記載事項をご参照ください。

- 日本株 …… TOPIX(配当込み)
- 先進国株 …… MSCI KOKUSA I(配当込み)
- 新興国株 …… MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み)
- 日本国債 …… NOMURA-BPI 国債
- 先進国債 …… FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
- 新興国債 …… FTSE新興国市場国債インデックス(円ベース)

ベンチマークおよび「当ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較」 に用いた指数について

◆TOPIX(配当込み)

TOPIX(配当込み)は日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。TOPIXの指数値および商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます。)の知的財産であり、すべての権利はJPXが所有しています。また、これらの情報は信頼のおける情報源から得たものではありませんが、JPXはその確実性および完結性に責任を負うものではありません。

◆MSCI KOKUSAI(配当込み)

MSCI KOKUSAI(配当込み)は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界主要国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。当該インデックスに関する著作権およびその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的ないかなる手段その他、あらゆる形態を用い、インデックスの全部または一部を複製、配付、使用することは禁じられています。また、これらの情報は信頼のおける情報源から得たものですが、その確実性および完結性をMSCI Inc.は何ら保証するものではありません。

◆MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。当該インデックスに関する著作権およびその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的ないかなる手段その他、あらゆる形態を用い、インデックスの全部または一部を複製、配付、使用することは禁じられています。また、これらの情報は信頼のおける情報源から得たものですが、その確実性および完結性をMSCI Inc.は何ら保証するものではありません。

◆NOMURA-BPI 国債

NOMURA-BPI 国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社(以下「NFRFC」といいます。)が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。NOMURA-BPIは、NFRFCが作成している指数で、当該指数に関する一切の知的財産権とその他一切の権利はNFRFCに帰属しています。また、NFRFCは、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

◆FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。当該インデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。当該インデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

◆FTSE新興国市場国債インデックス(円ベース)

FTSE新興国市場国債インデックス(円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、主要新興国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。当該インデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。当該インデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

3.3%^{※1}(税抜3.0%)を上限として販売会社が定める申込手数料率を、お申込口数、お申込金額等に応じて、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額が申込手数料^{※2}となります。

※1 消費税および地方消費税に相当する金額(以下「消費税等相当額」といいます。)を含みます。
なお、税法が改正された場合等には、消費税等相当額が変更になることがあります。

※2 申込手数料は商品説明や購入申込受付に係る事務手続き等の対価です。

ただし、「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はかかりません。

詳細は販売会社にお問い合わせください。

なお、販売会社については下記の照会先にお問い合わせください。

ラッセル・インベストメント株式会社

<電話番号> 0120-055-887(フリーダイヤル)

(受付時間は営業日の午前9時～午後5時)

<ホームページ> <https://www.russellinvestments.com/jp/>

(2) 【換金(解約)手数料】

換金(解約)手数料はありません。

また、信託財産留保額はありません。

(3) 【信託報酬等】

- ①信託報酬の総額は計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.21%※（税抜 年1.10%）を乗じて得た金額とします。信託報酬は日々計上され、当ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁されます。

<信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率>

信託報酬にかかる各支払先への配分は、次のとおりです。

支払先	配 分	役務の内容
委託会社	年0.935% (税抜 0.85%)	当ファンドの運用等の対価
販売会社	年0.220% (税抜 0.20%)	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内での当ファンドに係る管理事務、購入後の情報提供等の対価
受託会社	年0.055% (税抜 0.05%)	当ファンドの資産管理等の対価

※税法が改正された場合等には、消費税等相当額が変更になることがあります。

- ②委託会社および販売会社の報酬は信託財産中から委託会社に対して支弁され、販売会社の報酬は委託会社より販売会社に対して支弁されます。受託会社の報酬は信託財産中から受託会社に対して支弁されます。

なお、委託会社の報酬には、マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた各外部委託先運用会社に対する報酬が含まれています。その報酬額は委託会社と当該外部委託先運用会社との間で別途定められ、委託会社が受ける報酬から各外部委託先運用会社に対して支弁されます。また、投資助言会社への報酬額は、その助言に基づき運用を行う外部委託先運用会社と各投資助言会社との間で別途定められ、外部委託先運用会社が受ける報酬から各投資助言会社に対して支弁されます。

グループ会社であるR I I Sへの報酬額については、他の外部委託先運用会社と同様に、委託会社との間で別途定められ、委託会社が受け取る報酬から支弁するものとし、信託財産中からの直接的な支弁は行いません。また、R I I Sが他の運用会社からの助言に基づき運用を行う場合においては、当該運用会社への報酬額はR I I Sと当該運用会社との間で別途定められ、R I I Sが受け取る報酬から支弁するものとし、信託財産中からの直接的な支弁は行いません。

(4) 【その他の手数料等】

- ①信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁されます。
- ②以下の諸費用（以下「諸費用」といいます。）および当該諸費用にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁されます。

1. 振替受益権の管理事務に関連する費用
2. 有価証券届出書、有価証券報告書等法定書類の作成、印刷および提出にかかる費用
3. 目論見書の作成、印刷および交付にかかる費用
4. 信託約款の作成、印刷および交付にかかる費用
5. 運用報告書の作成、印刷および交付にかかる費用
6. 当ファンドの受益者に対して行う公告にかかる費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約にかかる事項を記載した書面の作成、印刷および交付にかかる費用
7. 当ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

委託会社は、信託財産の純資産総額に年0.11%※（税抜 0.10%）の率を乗じて得た金額を上限として、上記の諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際または予想される費用の額を固定率または固定金額にて信託財産中からその支弁を受けます。諸費用は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁されます。

委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の期中に、かかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

※税法が改正された場合等には、消費税等相当額が変更になることがあります。

- ③信託財産に属する有価証券の売買時の売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税

等相当額および外貨建資産の保管等に要する費用ならびに先物・オプション取引等に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁されます。

④当ファンドにおいて、一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中から支弁されます。

※その他の手数料等については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※当ファンドの費用（手数料等）の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取り扱われます。

①個人の受益者に対する課税の取扱いについて

◇収益分配時

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、原則として、以下の税率で源泉徴収が行われます。

なお、確定申告により、総合課税（配当控除の適用はありません。）または申告分離課税を選択することができます。

◇換金時および償還時

換金時および償還時の差益（換金価額および償還価額から申込手数料（税込）を含む取得費を控除したもの）については、原則として、以下の税率で申告分離課税が適用されます。ただし、源泉徴収口座を選択した場合は以下の税率で源泉徴収が行われます。

税率
20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）

◇損益通算について

換金時および償還時の差損（譲渡損失）については、確定申告により、上場株式等の譲渡所得、上場株式等の配当所得および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り）と損益通算が可能です。また、換金時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

※詳細は販売会社にお問い合わせください。

※公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。

当ファンドは、NISAの対象ではありません。

②法人の受益者に対する課税の取扱いについて

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税対象となる普通分配金、ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率で源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

益金不算入制度の適用はありません。

税率
15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）

※詳細は販売会社にお問い合わせください。

<収益分配金について>

収益分配金には、課税扱いとなる普通分配金と、非課税扱いとなる元本払戻金（特別分配金）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時に個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

<個別元本について>

- ① 受益者毎の取得時の価額（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）となります。
- ② 受益者が当ファンドを複数回取得した場合、個別元本は当該受益者が取得するつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ③ 同一の販売会社の複数支店等で当ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、複数のコースを保有する場合はコース毎に個別元本の算出が行われる場合があります。
- ④ 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時の個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額がその後の当該受益者の個別元本となります。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は2023年10月末現在の情報です。税法が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。

※税制の詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

以下は2023年10月末現在の運用状況です。

(1) 【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	1,459,910,306	100.05
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	△690,641	△0.05
合計（純資産総額）	—	1,459,219,665	100.00

（注）投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（参考）ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	アメリカ	37,234,311,003	58.46
	カナダ	1,508,300,474	2.37
	ブラジル	138,998,832	0.22
	ドイツ	1,581,940,950	2.48
	イタリア	447,154,143	0.70
	フランス	2,164,831,744	3.40
	オランダ	1,314,177,498	2.06
	スペイン	111,218,059	0.17
	ルクセンブルク	488,003,425	0.77
	フィンランド	456,416,689	0.72
	アイルランド	611,145,278	0.96
	イギリス	3,331,818,379	5.23
	スイス	2,934,539,699	4.61
	スウェーデン	56,498,511	0.09
	ノルウェー	124,290,397	0.20
	デンマーク	842,111,465	1.32
	ケイマン諸島	916,755,850	1.44
	オーストラリア	584,241,242	0.92
	バミューダ	177,216,903	0.28
	ニュージーランド	11,317,171	0.02
	香港	338,563,358	0.53
	シンガポール	300,049,629	0.47
	タイ	101,978,939	0.16
	韓国	738,200,180	1.16
	台湾	1,382,708,361	2.17
	インド	840,177,506	1.32
	イスラエル	160,322,608	0.25
	キュラソー	77,350,075	0.12
	ガーンジー	140,861,445	0.22
	マーシャル諸島	18,730,970	0.03
	小計	59,134,230,783	92.84
	新株予約権証券	カナダ	—
スイス		1,369,232	0.00

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
	小計	1,369,232	0.00
投資信託証券	アメリカ	220,083,120	0.35
	オーストラリア	23,589,506	0.04
	小計	243,672,626	0.38
現金・預金・その他の資産*(負債控除後)	—	4,316,810,278	6.78
合計(純資産総額)		63,696,082,919	100.00

(注1) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注2) 国/地域は、投資有価証券の発行国/地域に基づいて表示しています。なお、「第1 ファンドの状況 5 運用状況 (参考情報)」では、投資有価証券の上場取引所の国/地域に基づいて表示しています。そのため、上記表との間で国/地域の表示が異なる場合があります。

※新株予約証券(カナダ)は未上場で評価額が入手できないため、時価合計および投資比率を「—」表示としています。

※その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引	買建	アメリカ	7,353,284,918	11.54
		カナダ	661,418,719	1.04
		オーストラリア	629,346,305	0.99
	売建	アメリカ	4,091,544,271	△6.42
		ドイツ	206,015,250	△0.32
		イタリア	21,622,184	△0.03
		オランダ	22,622,377	△0.04
		スペイン	14,281,621	△0.02
		スイス	86,274,996	△0.14
		スウェーデン	22,086,269	△0.03
		香港	100,259,544	△0.16
		シンガポール	53,482,904	△0.08
		フランス	43,390,336	△0.07

(注1) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注2) 時価は、原則として計算日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	ラッセル・インベストメント 外国株式マザーファンド	251,275,440	5.3768	1,351,057,786	5.8100	1,459,910,306	100.05

(注) 投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

投資有価証券種類別投資比率

種類	国内/外国	投資比率(%)
親投資信託受益証券	国内	100.05
合計		100.05

(注) 投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価比率をいいます。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考) ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド

①投資有価証券の主要銘柄

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	43,520	43,384.81	1,888,107,010	50,431.21	2,194,766,612	3.45

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
2	アメリカ	株式	META PLATFORMS INC-CLASS A	メディア・娯 楽	24,997	32,721.75	817,945,800	45,250.69	1,131,131,663	1.78
3	台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR-SP ADR	半導体・半導 体製造装置	84,242	13,219.67	1,113,651,794	12,866.83	1,083,927,543	1.70
4	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	メディア・娯 楽	56,282	16,310.30	917,976,467	18,608.01	1,047,296,278	1.64
5	アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア機 器・サービス	12,766	75,554.87	964,533,579	79,238.80	1,011,562,583	1.59
6	アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー ・ハードウ ェアおよび機 器	37,478	24,899.06	933,167,070	25,460.05	954,192,050	1.50
7	アメリカ	株式	MASTERCARD INC - A	金融サービス	13,890	55,731.34	774,108,418	55,680.51	773,402,342	1.21
8	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	メディア・娯 楽	37,715	16,355.77	616,857,919	18,800.88	709,075,283	1.11
9	アメリカ	株式	PEPSICO INC	食品・飲料・ タバコ	28,766	27,521.98	791,697,286	24,262.48	697,934,580	1.10
10	アメリカ	株式	AUTOZONE INC	一般消費財・ サービス流 通・小売り	1,814	396,278.56	718,849,321	369,244.84	669,810,152	1.05
11	アメリカ	株式	UBER TECHNOLOGIES INC	運輸	102,642	4,821.69	494,908,675	6,388.56	655,734,812	1.03
12	アメリカ	株式	MOODY'S CORP	金融サービス	14,096	45,465.01	640,874,834	45,797.90	645,567,244	1.01
13	スイス	株式	NESTLE SA-REG	食品・飲料・ タバコ	39,424	18,732.50	738,510,341	16,195.72	638,500,420	1.00
14	インド	株式	HDFC BANK LTD-ADR	銀行	74,397	9,742.37	724,803,695	8,566.92	637,353,370	1.00
15	アメリカ	株式	SERVICENOW INC	ソフトウェ ア・サービス	6,916	70,922.44	490,499,601	85,002.41	587,876,705	0.92
16	アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイ オテクノロジー ・ライフサイ エンス	25,860	24,843.32	642,448,471	21,982.45	568,466,294	0.89
17	スイス	株式	ROCHE HOLDING AG- GENUSSCHEIN	医薬品・バイ オテクノロジー ・ライフサイ エンス	14,155	45,857.65	649,115,139	40,000.30	566,204,261	0.89
18	韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	テクノロジー ・ハードウ ェアおよび機 器	74,883	7,255.56	543,318,602	7,470.30	559,398,475	0.88
19	デンマ ーク	株式	NOVO NORDISK A/S- B	医薬品・バイ オテクノロジー ・ライフサイ エンス	35,709	12,275.94	438,361,870	14,407.90	514,491,772	0.81
20	アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	一般消費財・ サービス流 通・小売り	25,891	15,625.95	404,571,699	19,841.47	513,715,554	0.81
21	オラン ダ	株式	ING GROEP NV	銀行	265,588	1,870.60	496,809,285	1,905.18	505,995,410	0.79
22	アメリカ	株式	ELEVANCE HEALTH INC	ヘルスケア機 器・サービス	7,438	71,927.60	534,997,508	66,983.47	498,223,051	0.78
23	アメリカ	株式	CME GROUP INC	金融サービス	15,736	28,803.06	453,245,022	31,595.94	497,193,842	0.78
24	アメリカ	株式	THE CIGNA GROUP	ヘルスケア機 器・サービス	10,787	38,758.06	418,083,263	45,633.44	492,247,941	0.77
25	スイス	株式	NOVARTIS AG-REG	医薬品・バイ オテクノロジー ・ライフサイ エンス	34,787	13,929.43	484,563,254	14,029.11	488,030,827	0.77
26	アメリカ	株式	COGNIZANT TECH SOLUTIONS-A	ソフトウェ ア・サービス	48,266	9,192.67	443,693,627	9,531.26	460,035,916	0.72
27	アメリカ	株式	TJX COMPANIES INC	一般消費財・ サービス流 通・小売り	33,732	11,682.71	394,081,221	13,197.24	445,169,559	0.70

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
28	アメリカ	株式	HCA HEALTHCARE INC	ヘルスケア機 器・サービス	13,027	40,211.37	523,833,585	33,391.56	434,991,896	0.68
29	アメリカ	株式	ADOBE INC	ソフトウェ ア・サービス	5,481	58,204.44	319,018,561	78,782.79	431,808,524	0.68
30	フランス	株式	LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUITTON SE	耐久消費財・ アパレル	3,889	138,421.44	538,321,002	106,460.86	414,026,285	0.65

(注1) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

(注2) 国/地域は、投資有価証券の発行国/地域に基づいて表示しています。なお、「第1 ファンドの状況 5 運用状況 (参考情報)」では、投資有価証券の上場取引所の国/地域に基づいて表示しています。そのため、上記表との間で国/地域の表示が異なる場合があります。

投資有価証券種類別および業種別投資比率

種類	国内/外国	業種	投資比率 (%)
株式	外国	不動産管理・開発	0.29
		エネルギー	3.52
		素材	2.70
		資本財	7.12
		商業・専門サービス	2.16
		運輸	2.21
		自動車・自動車部品	1.94
		耐久消費財・アパレル	3.01
		消費者サービス	2.81
		メディア・娯楽	6.26
		一般消費財・サービス流通・小売り	4.86
		生活必需品流通・小売り	0.96
		食品・飲料・タバコ	5.27
		家庭用品・パーソナル用品	1.77
		ヘルスケア機器・サービス	6.40
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	6.11
		銀行	6.92
		金融サービス	6.00
		保険	2.78
		ソフトウェア・サービス	8.94
テクノロジー・ハードウェアおよび機器	4.95		
電気通信サービス	0.83		
公益事業	1.03		
半導体・半導体製造装置	3.98		
新株予約権証券	外国	—	0.00
投資信託証券	外国	—	0.38
合計			93.22

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該業種または種類の時価比率をいいます。

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

(有価証券先物取引等)

資産の 種類	取引所	資産の名称	限月	買建/ 売建	数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
株価指 数先物 取引	シカゴ商業取引 所	S&P500 EMINI 株価指数先物取引	2023年 12月	買建	235	7,925,056,843	7,353,284,918	11.54
	ニューヨーク先 物取引所	miniMSCI Emg 株価指数先物取引	2023年 12月	売建	470	3,472,737,339	3,251,027,668	△5.10
	インターコンチ ネンタル取引所	FTSE 100 株価指数先物取引	2023年 12月	売建	63	868,032,727	840,516,603	△1.32
	モンテリオール 取引所	S&P/TSX 60 株価指数先物取引	2023年 12月	買建	27	704,409,950	661,418,719	1.04

資産の種類	取引所	資産の名称	限月	買建／ 売建	数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	DAX INDEX 株価指数先物取引	2023年 12月	売建	1	63,011,200	58,624,870	△0.09
	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	EURO STOXX 50 株価指数先物取引	2023年 12月	売建	23	155,919,870	147,390,380	△0.23
	イタリア証券取引所	FTSE/MIB IDX 株価指数先物取引	2023年 12月	売建	1	22,717,612	21,622,184	△0.03
	シドニー先物取引所	SPI 200 株価指数先物取引	2023年 12月	買建	39	673,952,571	629,346,305	0.99
	ユーレックス・チューリッヒ取引所	SWISS MKT 株価指数先物取引	2023年 12月	売建	5	91,427,044	86,274,996	△0.14
	香港先物取引所	HANG SENG 株価指数先物取引	2023年 11月	売建	6	98,104,693	100,259,544	△0.16
	シンガポール取引所	MSCI SING IX 株価指数先物取引	2023年 11月	売建	18	54,025,392	53,482,904	△0.08
	ヨーロッパ・オプション取引所	AMS IDX FUT 株価指数先物取引	2023年 11月	売建	1	23,366,501	22,622,377	△0.04
	スペイン金融先物取引所 (マドリード)	IBEX 35 IDX 株価指数先物取引	2023年 11月	売建	1	14,756,173	14,281,621	△0.02
	ストックホルム・オプション取引所	OMXS30 IND 株価指数先物取引	2023年 11月	売建	8	23,178,365	22,086,269	△0.03
	Euronext	CAC40 10 EUR 株価指数先物取引	2023年 11月	売建	4	44,554,855	43,390,336	△0.07

(注1) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注2) 評価額は、原則として計算日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場場で評価しております。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

2023年10月末日および同日1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額 (円)		1口当たり純資産額 (円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
1期	(2017年 4月18日)	9,548,316	9,548,316	1.1684	1.1684
2期	(2018年 4月18日)	543,442,425	543,442,425	1.3471	1.3471
3期	(2019年 4月18日)	754,072,325	754,072,325	1.4343	1.4343
4期	(2020年 4月20日)	668,395,751	668,395,751	1.2782	1.2782
5期	(2021年 4月19日)	967,153,999	967,153,999	2.0047	2.0047
6期	(2022年 4月18日)	1,203,971,768	1,203,971,768	2.3301	2.3301
7期	(2023年 4月18日)	1,338,977,019	1,338,977,019	2.4319	2.4319
	2022年10月末日	1,284,160,725	—	2.4168	—
	11月末日	1,255,110,727	—	2.3478	—
	12月末日	1,187,634,619	—	2.2123	—
	2023年 1月末日	1,245,601,080	—	2.2997	—
	2月末日	1,295,196,998	—	2.3785	—
	3月末日	1,289,134,388	—	2.3500	—
	4月末日	1,319,383,235	—	2.4109	—
	5月末日	1,374,028,166	—	2.5202	—
	6月末日	1,482,274,414	—	2.7090	—
	7月末日	1,512,442,479	—	2.7393	—
	8月末日	1,540,904,807	—	2.7866	—
	9月末日	1,516,486,459	—	2.7246	—
	10月末日	1,459,219,665	—	2.6290	—

② 【分配の推移】

期	1口当たりの分配金 (円)
1期	0.0000

期	1口当たりの分配金 (円)
2期	0.0000
3期	0.0000
4期	0.0000
5期	0.0000
6期	0.0000
7期	0.0000

③【収益率の推移】

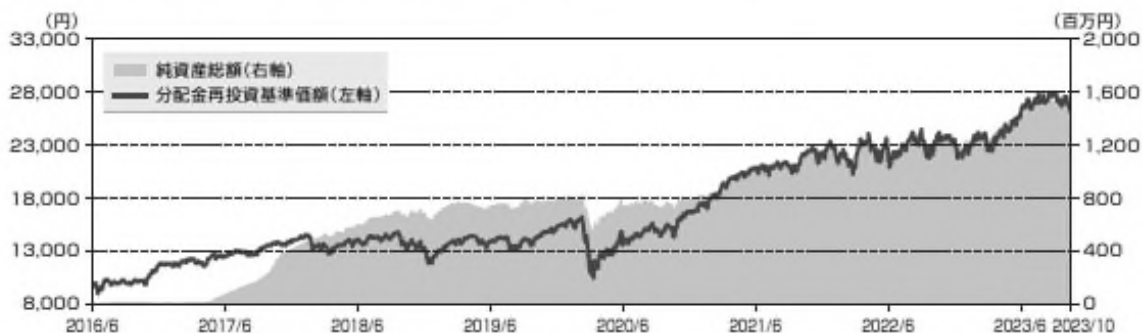
期	収益率 (%)
1期	16.8
2期	15.3
3期	6.5
4期	△10.9
5期	56.8
6期	16.2
7期	4.4
8期 (中間)	13.4

(注1) 収益率は、各計算期間末の基準価額 (分配付の額) から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額 (分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。) を控除した額を、前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて算出しています。

(注2) 収益率は、小数点第2位を四捨五入しています。

(参考情報)

■基準価額・純資産の推移 (設定日(2016年6月13日)~2023年10月末)



※分配金再投資基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後のものです。

※分配金再投資基準価額は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しています。

■分配の推移

決算期	第3期 (2019年4月)	第4期 (2020年4月)	第5期 (2021年4月)	第6期 (2022年4月)	第7期 (2023年4月)	設定来累計
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

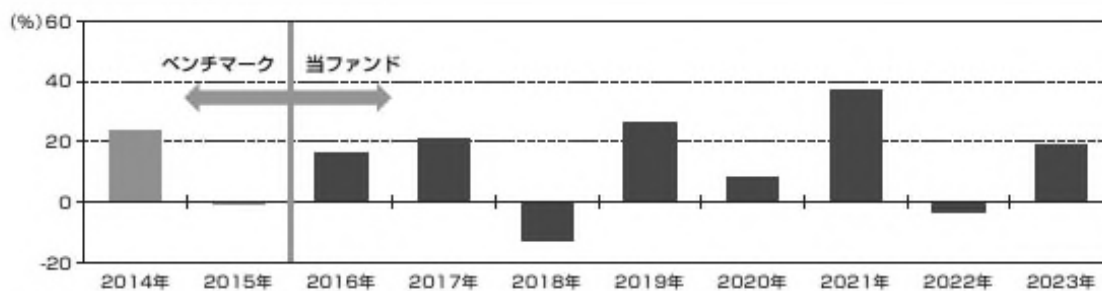
■主要な資産の状況

組入上位10銘柄(マザーファンド)

順位	銘柄名	種類	業種	国/地域	比率
1	MICROSOFT CORP	株式	ソフトウェア・サービス	アメリカ	3.4%
2	META PLATFORMS INC-CLASS A	株式	メディア・娯楽	アメリカ	1.8%
3	TAIWAN SEMICONDUCTOR-SP ADR	株式	半導体・半導体製造装置	アメリカ	1.7%
4	ALPHABET INC-CL A	株式	メディア・娯楽	アメリカ	1.6%
5	UNITEDHEALTH GROUP INC	株式	ヘルスケア機器・サービス	アメリカ	1.6%
6	APPLE INC	株式	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	アメリカ	1.5%
7	MASTERCARD INC - A	株式	金融サービス	アメリカ	1.2%
8	ALPHABET INC-CL C	株式	メディア・娯楽	アメリカ	1.1%
9	PEPSICO INC	株式	食品・飲料・タバコ	アメリカ	1.1%
10	AUTOZONE INC	株式	一般消費財・サービス流通・小売り	アメリカ	1.1%

※比率は、マザーファンドの純資産総額に対する比率です。

■年間収益率の推移（暦年ベース）



※当ファンドの年間収益率は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものとみなして計算しています。

※2015年まではベンチマークの年間収益率、2016年は当ファンドの設定日（6月13日）から年未までの収益率、2023年は10月末までの収益率を表示しています。

※ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

- ▶ 当ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
- ▶ 最新の運用実績は委託会社のホームページで提供しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定および解約の実績は次の通りです。

期	設定口数(口)	解約口数(口)
1期	16,248,534	8,076,063
2期	532,007,400	136,758,425
3期	293,514,128	171,181,389
4期	207,120,344	209,967,653
5期	153,630,050	194,098,959
6期	134,850,776	100,581,104
7期	92,070,361	58,200,280
8期（中間）	50,585,118	43,782,976

(注1) 本邦外における設定、解約の実績はありません。

(注2) 第1期の設定口数は当初募集期間中の設定口数を含みます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

①申込方法

取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、取得申込みを行うものとします。

取得申込者は、原則として、販売会社が定める日までに取得申込みにかかる金額を販売会社に支払うものとします。

当ファンドには、分配時に収益分配金を受け取る「一般コース」と、収益分配金が、税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資される「自動けいぞく投資コース」があります。

なお、販売会社によってはどちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。

「自動けいぞく投資コース」よりお申込みされる場合、取得申込者は、あらかじめ販売会社との間で自動けいぞく投資約款に従い収益分配金再投資に関する契約（以下「自動けいぞく投資契約」といいます。）を締結するものとします。なお、当該契約については、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあり、この場合は当該別の名称に読み替えるものとします。

詳細は販売会社にお問い合わせください。

②取得申込みの受付

各営業日の午後3時までに販売会社が受付けた取得申込みを、当日の受付分とします。この時刻を過ぎて行われる取得申込みは翌営業日の取扱いとなります*。ただし、ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所およびフランクフルト証券取引所のいずれかの休業日は、取得申込みの受付は行いません。

*取得申込みの受付を行わない日については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。

③申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

ただし、「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

基準価額については、販売会社または下記の照会先にお問い合わせください。

ラッセル・インベストメント株式会社

<電話番号> 0120-055-887 (フリーダイヤル)

(受付時間は営業日の午前9時～午後5時)

<ホームページ> <https://www.russellinvestments.com/jp/>

④申込手数料

3.3%※(税抜3.0%)を上限として販売会社が定める申込手数料率を、お申込口数、お申込金額等に応じて、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額が申込手数料となります。

※消費税等相当額を含みます。なお、税法が改正された場合等には、消費税等相当額が変更になることがあります。

ただし、「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はかかりません。

詳細は販売会社にお問い合わせください。

⑤申込単位

販売会社が定める単位とします。

ただし、「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、1口単位とします。

詳細は販売会社にお問い合わせください。

⑥その他

(a) 金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益権の取得申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得申込みの受付を取消することができます。

(b) 取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金(解約)手続等】

①換金申込みの受付

各営業日の午後3時までに販売会社が受付けた換金申込みを、当日の受付分とします。この時刻を過ぎて行われる換金申込みは翌営業日の取扱いとなります*。ただし、ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所およびフランクフルト証券取引所のいずれかの休業日は、換金申込みの受付は行いません。

*換金申込みの受付を行わない日については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。

②換金価額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

なお、基準価額については、販売会社または下記の照会先までお問い合わせください。

ラッセル・インベストメント株式会社

<電話番号> 0120-055-887 (フリーダイヤル)

(受付時間は営業日の午前9時～午後5時)

<ホームページ> <https://www.russellinvestments.com/jp/>

③換金(解約)手数料

ありません。

④信託財産留保額

ありません。

⑤換金単位

販売会社が定める単位とします。
詳細は販売会社にお問い合わせください。

⑥換金代金の支払い

原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

⑦その他

- (a)「解約請求」または「買取請求」により換金の申込みができます。詳細は販売会社にお問い合わせください。
- (b)当ファンドの資金管理を円滑に行うために、大口の換金には制限があります。
- (c)金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、換金申込みの受付を中止することおよび既に受付けた換金申込みの受付を取消すことができます。この場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金申込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金申込みを撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金申込みを受付けたものとして取り扱います。
- (d)「解約請求」を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。解約請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

①基準価額の計算方法

基準価額とは、純資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および信託約款に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。）を計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりの価額で表示されることがあります。

②主な投資対象の評価方法

当ファンドの主な投資対象の評価方法は以下のとおりです。

投資対象	評価方法
マザーファンド	原則として、当ファンドの基準価額計算日における基準価額で評価します。
株式	原則として、基準価額計算日*の金融商品取引所の最終相場で評価します。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客電信売買相場の仲値で円換算を行います。

※外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日に知り得る直近の最終相場とします。

③基準価額の照会方法等

基準価額は委託会社の営業日に算出されます。
基準価額については、販売会社または下記の照会先にお問い合わせください。また、基準価額は、原則として計算日（委託会社の営業日）の翌日付の日本経済新聞朝刊に略称（「ワールドプロ」）として掲載されます。

ラッセル・インベストメント株式会社
<電話番号> 0120-055-887（フリーダイヤル）
（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）
<ホームページ> <https://www.russellinvestments.com/jp/>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託契約締結日（2016年6月13日）から無期限とします。
ただし、後述の「(5)その他 ①信託の終了（繰上償還）」による場合、信託を終了することが

あります。

(4) 【計算期間】

毎年4月19日から翌年4月18日までとします。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。
なお、最終計算期間の終了日は信託の終了日とします。

(5) 【その他】

①信託の終了（繰上償還）

- (a) 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、信託契約締結日から1年経過後、信託財産の純資産総額が30億円を下回ることとなった場合は、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- (b) 委託会社は、上記(a)の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- (c) 上記(b)の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下、本(c)において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (d) 上記(b)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (e) 上記(b)から(d)までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(b)から(d)までの手続きを行うことが困難な場合には適用しません。
- (f) 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- (g) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、後述の「②信託約款の変更等」に規定する書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- (h) 受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

②信託約款の変更等

- (a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたは当ファンドと他のファンドとの併合（投信法第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は「②信託約款の変更等」で定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- (b) 委託会社は、上記(a)の事項（上記(a)の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- (c) 上記(b)の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下、

本(c)において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- (d) 上記(b)の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (e) 書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
- (f) 上記(b)から(e)までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- (g) 上記(a)から(f)の規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行うことはできません。
- (h) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記(a)から(g)の規定に従います。

③ 反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、繰上償還または重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者（書面決議において当該繰上償還または重大な信託約款の変更等に反対した受益者をいいます。）による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

④ 関係法人との契約の更改等

(a) 募集・販売の取扱い等に関する契約

委託会社と販売会社との間で締結される「募集・販売の取扱い等に関する契約書」は、当該契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方からの別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

(b) マザーファンドの運用指図に関する権限委託契約

委託会社と各外部委託先運用会社との間で締結されるマザーファンドの運用指図に関する権限委託契約は、契約の諸条件に従い、当事者の一方の相手方に対して解約通知がなされた場合等に、契約が終了します。ただし、当該契約はマザーファンドの償還日に終了するものとします。

(参考：マザーファンドにおける外部委託先運用会社との投資助言契約)

外部委託先運用会社と投資助言会社との間で締結される投資助言契約は、契約の諸条件に従い、当事者の一方の相手方に対して解約通知がなされた場合等に、契約が終了します。ただし、当該契約はマザーファンドの償還日に終了するものとします。

⑤ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ (<https://www.russellinvestments.com/jp/>) に掲載します。ただし、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑥ 運用報告書

- (a) 委託会社は、毎決算時および償還時に、計算期間中の運用経過のほか信託財産の内容、費用明細などのうち重要な事項を記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。
- (b) 委託会社は、運用報告書（全体版）を作成し、委託会社のホームページ (<https://www.russellinvestments.com/jp/>) に掲載します。
- (c) 上記(b)の規定にかかわらず、受益者からの運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

4 【受益者の権利等】

受益者の主な権利の内容は次の通りです。

① 収益分配金請求権

受益者は、委託会社が決定した収益分配金を自己に帰属する受益権の持分に応じて請求することができます。

販売会社は、毎計算期間終了日（決算日）において振替機関等の振替口座簿に記載または記録

されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に対する収益分配金の支払いを、原則として決算日（当該決算日が休業日の場合は翌営業日とします。）から起算して5営業日目までに開始するものとし、

受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合、収益分配金は、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として決算日の翌営業日に販売会社に交付されます。販売会社は別に定める契約に基づき、受益者に対して遅延なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

②償還金請求権

受益者は、当ファンドの信託終了後、口数に応じて償還金を請求することができます。販売会社は、信託終了日（償還日）において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に対する償還金の支払いを、原則として償還日（当該償還日が休業日の場合は翌営業日とします。）から起算して5営業日目までに開始するものとし、なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

ただし、受益者が償還金の支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとし、

③換金請求権

受益者は、保有する受益権について、一部解約の実行を請求すること、または買取りを請求することにより換金する権利を有します。詳細は、前述の「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」をご参照ください。

④帳簿閲覧請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧ならびに謄写を請求することができます。

第3 【ファンドの経理状況】

- （1）ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- （2）ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期計算期間（2022年4月19日から2023年4月18日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2023年6月21日

ラッセル・インベストメント株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士



監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているラッセル・インベストメント外国株式ファンドの2022年4月19日から2023年4月18日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ラッセル・インベストメント外国株式ファンドの2023年4月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ラッセル・インベストメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業を前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ラッセル・インベストメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1 【財務諸表】

【ラッセル・インベストメント外国株式ファンド】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第6期	第7期
	2022年 4月18日現在	2023年 4月18日現在
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	1,211,217,056	1,346,984,708
未収入金	132,724	633,877
流動資産合計	1,211,349,780	1,347,618,585
資産合計	1,211,349,780	1,347,618,585
負債の部		
流動負債		
未払解約金	132,724	633,877
未払受託者報酬	309,336	343,993
未払委託者報酬	6,495,952	7,223,696
その他未払費用	440,000	440,000
流動負債合計	7,378,012	8,641,566
負債合計	7,378,012	8,641,566
純資産の部		
元本等		
元本	516,707,639	550,577,720
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	687,264,129	788,399,299
(分配準備積立金)	375,850,283	395,979,904
元本等合計	1,203,971,768	1,338,977,019
純資産合計	1,203,971,768	1,338,977,019
負債純資産合計	1,211,349,780	1,347,618,585

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第6期	第7期
	自 2021年 4月20日 至 2022年 4月18日	自 2022年 4月19日 至 2023年 4月18日
営業収益		
有価証券売買等損益	180,151,760	73,044,806
営業収益合計	180,151,760	73,044,806
営業費用		
受託者報酬	597,281	671,767
委託者報酬	12,542,758	14,106,893
その他費用	880,000	880,000
営業費用合計	14,020,039	15,658,660
営業利益又は営業損失 (△)	166,131,721	57,386,146
経常利益又は経常損失 (△)	166,131,721	57,386,146
当期純利益又は当期純損失 (△)	166,131,721	57,386,146
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部 解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	13,965,383	△1,739,880
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	484,716,032	687,264,129
剰余金増加額又は欠損金減少額	152,578,963	119,177,743
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金 減少額	152,578,963	119,177,743
剰余金減少額又は欠損金増加額	102,197,204	77,168,599
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金 増加額	102,197,204	77,168,599
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	687,264,129	788,399,299

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
-----------------	--

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第6期 2022年 4月18日現在	第7期 2023年 4月18日現在
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第6期 2022年 4月18日現在	第7期 2023年 4月18日現在
1. 期首元本額	482,437,967円	516,707,639円
期中追加設定元本額	134,850,776円	92,070,361円
期中一部解約元本額	100,581,104円	58,200,280円
2. 計算期間末日における受益権の総数	516,707,639口	550,577,720口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第6期 自 2021年 4月20日 至 2022年 4月18日	第7期 自 2022年 4月19日 至 2023年 4月18日
<p>分配金の計算過程</p> <p>2022年4月18日における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(16,456,646円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(135,709,692円)、信託約款に規定される収益調整金(311,413,846円)及び分配準備積立金(223,683,945円)より分配対象収益は687,264,129円(1万口当たり13,300.81円)ですが、分配を行っておりません。</p> <p>なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当金等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。</p>	<p>分配金の計算過程</p> <p>2023年4月18日における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(19,108,151円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(40,017,875円)、信託約款に規定される収益調整金(392,419,395円)及び分配準備積立金(336,853,878円)より分配対象収益は788,399,299円(1万口当たり14,319.46円)ですが、分配を行っておりません。</p> <p>なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当金等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。</p>

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及びそのリスク	<p>当ファンドが保有する主な金融商品は、売買目的で保有する親投資信託受益証券であります。</p> <p>親投資信託受益証券を主要投資対象として運用を行うため、親投資信託受益証券と同様のリスクに晒されております。</p> <p>親投資信託受益証券には、株価変動リスク、株式の発行会社の信用リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、流動性リスクがあり、当該リスクは結果的に当ファンドに影響を及ぼします。</p>
3. 金融商品に係るリ	当ファンドは、運用を外部に委託しており、運用に関わるリスク管理は、ラッ

スク管理体制	<p>セル・インベストメントグループの協力を得て行われます。投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> 外部委託先運用会社の管理については、運用部が外部委託先運用会社毎に運用リスク管理、パフォーマンス評価等を行っています。また、委託会社では、外部委託先運用会社毎に運用ガイドラインの遵守状況をモニタリングしています。外部委託先運用会社のコンプライアンス・リスク管理については、新規採用時に全般的な法令および社内規程遵守体制等について審査します。投資助言会社、グループ会社に対しても、必要な管理を行います。 ファンド全体の管理については、運用部がファンド毎に運用リスク管理、パフォーマンス評価等を行っています。また、法務・コンプライアンス部が流動性リスク管理、法令・信託約款の遵守状況等のモニタリングを行っています。 上記のモニタリング等の結果は、投資政策・運用委員会および／またはリスク管理・コンプライアンス委員会に報告され、検証が行われます。
--------	---

II 金融商品の時価等に関する事項

区 分	第6期 2022年 4月18日現在	第7期 2023年 4月18日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、原則として計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項	<p>有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p>	<p>有価証券以外の金融商品 同左</p> <p>有価証券 同左</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

区 分	第6期 2022年 4月18日現在	第7期 2023年 4月18日現在
種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	166,899,893	76,629,561
合 計	166,899,893	76,629,561

(デリバティブ取引等に関する注記)

第6期 2022年 4月18日現在	第7期 2023年 4月18日現在
該当事項はありません。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第6期 自 2021年 4月20日 至 2022年 4月18日	第7期 自 2022年 4月19日 至 2023年 4月18日
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報に関する注記)

区 分	第6期 2022年 4月18日現在	第7期 2023年 4月18日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	2,330円 (23,301円)	2,431円 (24,319円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

次表の通りです。

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	ラッセル・インベストメント 外国株式マザーファンド	252,319,929	1,346,984,708	-
合計		252,319,929	1,346,984,708	-

(注)親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考情報)

ファンドは、「ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

「ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

(単位：円)

区 分	2022年 4月18日現在	2023年 4月18日現在
	金 額	金 額
資産の部		
流動資産		
預金	585,996,937	618,432,783
コール・ローン	1,526,188,661	2,245,649,822
株式	48,751,348,429	56,179,830,147
新株予約権証券	1,471,666	2,516,041
投資証券	513,830,423	242,412,419
派生商品評価勘定	976,216,431	522,014,504

区 分	2022年 4月18日現在	2023年 4月18日現在
	金 額	金 額
未収入金	79,842,165	-
未収配当金	55,871,463	66,858,872
差入委託証拠金	681,226,639	510,872,990
流動資産合計	53,171,992,814	60,388,587,578
資産合計	53,171,992,814	60,388,587,578
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	679,937,315	437,294,960
未払金	113,519,614	-
未払解約金	27,410,949	581,680,354
未払利息	4,390	6,706
その他未払費用	927,365	1,420,652
流動負債合計	821,799,633	1,020,402,672
負債合計	821,799,633	1,020,402,672
純資産の部		
元本等		
元本	10,362,893,033	11,120,907,421
剰余金		
剰余金又は欠損金(△)	41,987,300,148	48,247,277,485
元本等合計	52,350,193,181	59,368,184,906
純資産合計	52,350,193,181	59,368,184,906
負債純資産合計	53,171,992,814	60,388,587,578

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>有価証券</p> <p>株式、新株予約権証券及び投資証券は移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融商品取引所等に上場されている有価証券 時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における開示対象ファンドの計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は開示対象ファンドの計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。 開示対象ファンドの計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でない認められた場合は、当該金融商品取引所等における開示対象ファンドの計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 時価評価にあたっては、原則として日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>(1) 先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として開示対象ファンドの計算期間末日において知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p> <p>(2) 為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。</p>

3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	<p>時価評価にあたっては、原則として開示対象ファンドの計算期間末日において発表されている対顧客先物相場の仲値によっております。</p> <p>外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>
-------------------------	--

(重要な会計上の見積りに関する注記)

2022年 4月18日現在	2023年 4月18日現在
開示対象ファンドの計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが開示対象ファンドの計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

2022年 4月18日現在	2023年 4月18日現在
1. 本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額 10,873,591,492円 期中追加設定元本額 3,045,493,105円 期中一部解約元本額 3,556,191,564円	1. 本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額 10,362,893,033円 期中追加設定元本額 3,132,376,681円 期中一部解約元本額 2,374,362,293円
元本の内訳	元本の内訳
ラッセル・インベストメント外国株式ファンドⅠ-Ⅱ (適格機関投資家限定) 2,394,281,457円	ラッセル・インベストメント外国株式ファンドⅠ-Ⅱ (適格機関投資家限定) 2,144,928,729円
ラッセル・インベストメント外国株式ファンドⅡ (適格機関投資家限定) 419,197,387円	ラッセル・インベストメント外国株式ファンドⅡ (適格機関投資家限定) 421,529,167円
ラッセル・インベストメント外国株式ファンドⅠ-ⅣA (為替ヘッジあり) (適格機関投資家限定) 426,436,063円	ラッセル・インベストメント外国株式ファンドⅠ-ⅣA (為替ヘッジあり) (適格機関投資家限定) 269,650,708円
ラッセル・インベストメント外国株式ファンドⅠ-ⅣB (為替ヘッジなし) (適格機関投資家限定) 811,472,460円	ラッセル・インベストメント外国株式ファンドⅠ-ⅣB (為替ヘッジなし) (適格機関投資家限定) 1,008,372,146円
ラッセル・インベストメント外国株式ファンド(DC向け) 5,904,029,628円	ラッセル・インベストメント外国株式ファンド(DC向け) 6,846,028,933円
ラッセル・インベストメント外国株式ファンド 239,764,249円	ラッセル・インベストメント外国株式ファンド 252,319,929円
ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定型 19,014,679円	ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定型 17,083,017円
ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定成長型 95,266,103円	ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定成長型 104,176,190円
ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 成長型 53,431,007円	ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 成長型 56,818,602円

2022年 4月18日現在		2023年 4月18日現在	
計	10,362,893,033円	計	11,120,907,421円
2. 本書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数	10,362,893,033口	2. 本書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数	11,120,907,421口

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及びそのリスク	<p>当ファンドが保有する主な金融商品は、有価証券及びデリバティブ取引等であります。投資対象とする金融商品は、株価変動リスク、株式の発行会社の信用リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、流動性リスクに晒されております。</p> <p>デリバティブ取引等には、株式関連では株価指数先物取引、通貨関連では為替予約取引が含まれております。デリバティブ取引等は、信託財産に属する資産の効率的な運用、または将来の価格変動リスク及び為替変動リスクを回避し、安定的な利益確保を図ることを目的としております。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>当ファンドは、運用を外部に委託しており、運用に関わるリスク管理は、ラッセル・インベストメントグループの協力を得て行われます。投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部委託先運用会社の管理については、運用部が外部委託先運用会社毎に運用リスク管理、パフォーマンス評価等を行っています。また、委託会社では、外部委託先運用会社毎に運用ガイドラインの遵守状況をモニタリングしています。外部委託先運用会社のコンプライアンス・リスク管理については、新規採用時に全般的な法令および社内規程遵守体制等について審査します。投資助言会社、グループ会社に対しても、必要な管理を行います。 ・ファンド全体の管理については、運用部がファンド毎に運用リスク管理、パフォーマンス評価等を行っています。また、法務・コンプライアンス部が流動性リスク管理、法令・信託約款の遵守状況等のモニタリングを行っています。 ・上記のモニタリング等の結果は、投資政策・運用委員会および／またはリスク管理・コンプライアンス委員会に報告され、検証が行われます。

II 金融商品の時価等に関する事項

区 分	2022年 4月18日現在	2023年 4月18日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、原則として開示対象ファンドの計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引等に関する事項	<p>有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品</p> <p>有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p>	<p>有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品</p> <p>同左</p> <p>有価証券 同左</p>

区 分	2022年 4月18日現在	2023年 4月18日現在
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	デリバティブ取引等 「（デリバティブ取引等に関する注記）」の「取引の時価等に関する事項」に記載しております。 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引等に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引等における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引等のリスクの大きさを示すものではありません。	デリバティブ取引等 同左 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

（単位：円）

区 分	2022年 4月18日現在	2023年 4月18日現在
種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株 式	△831, 131, 597	446, 495, 491
新株予約権証券	667, 155	875, 145
投資証券	67, 934, 216	△45, 062, 109
合 計	△762, 530, 226	402, 308, 527

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

株式関連（2022年 4月18日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	6, 851, 697, 855	—	7, 022, 145, 882	170, 448, 027
	売建	4, 330, 542, 155	—	4, 483, 758, 972	△153, 216, 817
合計		11, 182, 240, 010	—	11, 505, 904, 854	17, 231, 210

株式関連（2023年 4月18日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	7, 627, 854, 563	—	8, 121, 664, 712	493, 810, 149
	売建	5, 293, 426, 921	—	5, 543, 085, 547	△249, 658, 626
合計		12, 921, 281, 484	—	13, 664, 750, 259	244, 151, 523

（注）1. 株価指数先物取引の評価方法

原則として開示対象ファンドの計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、開示対象ファンドの計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。また、契約額等及び時価の邦貨換算は開示対象ファンドの計算期間末日の対顧客電信相場の仲値で行っており、換算において円未満の端数は切り捨てております。

通貨関連 (2022年 4月18日現在)

(単位:円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引 以外の取 引	為替予約取引				
	買建	10,250,260,566	—	10,995,415,180	745,154,614
	米ドル	6,790,509,357	—	7,301,017,298	510,507,941
	カナダドル	520,195,387	—	556,839,056	36,643,669
	ユーロ	607,325,352	—	638,974,792	31,649,440
	英ポンド	342,321,560	—	357,554,148	15,232,588
	スイスフラン	945,584,587	—	998,499,868	52,915,281
	スウェーデンクローネ	226,892,005	—	246,474,900	19,582,895
	ノルウェークローネ	106,205,181	—	117,723,674	11,518,493
	オーストラリアドル	514,036,262	—	565,140,194	51,103,932
	ニュージーランドドル	197,190,875	—	213,191,250	16,000,375
	売建	8,275,630,170	—	8,741,736,878	△466,106,708
	米ドル	3,297,143,098	—	3,426,739,726	△129,596,628
	カナダドル	78,056,636	—	79,705,788	△1,649,152
	ユーロ	934,157,450	—	970,408,042	△36,250,592
	英ポンド	915,540,048	—	978,895,610	△63,355,562
	スイスフラン	2,185,176,220	—	2,340,454,857	△155,278,637
	スウェーデンクローネ	333,397,466	—	364,883,034	△31,485,568
	ノルウェークローネ	289,312,907	—	320,268,140	△30,955,233
	オーストラリアドル	4,553,189	—	4,552,181	1,008
ニュージーランドドル	238,293,156	—	255,829,500	△17,536,344	
	合計	18,525,890,736	—	19,737,152,058	279,047,906

通貨関連 (2023年 4月18日現在)

(単位:円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益	
			うち1年超			
市場取引 以外の取 引	為替予約取引					
	買建	7,974,888,562	—	7,929,533,466	△45,355,096	
	米ドル	6,809,636,320	—	6,746,227,019	△63,409,301	
	カナダドル	479,680,039	—	487,180,350	7,500,311	
	ユーロ	286,493,032	—	292,110,800	5,617,768	
	スウェーデンクローネ	271,970,655	—	276,863,650	4,892,995	
	オーストラリアドル	127,108,516	—	127,151,647	43,131	
	売建	4,989,940,842	—	5,104,017,725	△114,076,883	
	米ドル	1,452,978,900	—	1,478,626,560	△25,647,660	
	ユーロ	1,247,134,516	—	1,272,215,559	△25,081,043	
	英ポンド	493,734,616	—	509,276,097	△15,541,481	
	スイスフラン	1,575,092,910	—	1,623,058,636	△47,965,726	
	ノルウェークローネ	179,749,702	—	179,652,474	97,228	
	ニュージーランドドル	41,250,198	—	41,188,399	61,799	
		合計	12,964,829,404	—	13,033,551,191	△159,431,979

(注) 1. 為替予約の評価方法

(1) 開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のよう
に評価しております。① 開示対象ファンドの計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている
場合は、当該為替予約は当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。② 開示対象ファンドの計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されてい
ない場合は、以下の方法によっております。・ 開示対象ファンドの計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合
には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をも

とに計算しております。

- ・開示対象ファンドの計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
 - (2)開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、開示対象ファンドの計算期間末日の対顧客電信相場の仲値で評価しております。
 - (3)上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2021年 4月20日 至 2022年 4月18日	自 2022年 4月19日 至 2023年 4月18日
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報に関する注記)

区 分	2022年 4月18日現在	2023年 4月18日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	5,0517円 (50,517円)	5,3384円 (53,384円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

①株式

次表の通りです。

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	CHEVRON CORP	6,335	170.92	1,082,778.20	
	EOG RESOURCES INC	2,352	120.78	284,074.56	
	EXXON MOBIL CORP	11,989	114.70	1,375,138.30	
	HALLIBURTON CO	20,564	33.44	687,660.16	
	KINDER MORGAN INC	8,341	17.78	148,302.98	
	NOV INC	74,190	18.68	1,385,869.20	
	TEEKAY TANKERS LTD-CLASS A	2,603	43.23	112,527.69	
	VALERO ENERGY CORP	854	128.30	109,568.20	
	AIR PRODUCTS & CHEMICALS INC	1,171	286.20	335,140.20	
	BARRICK GOLD CORP	3,439	19.37	66,613.43	
	CELANESE CORP	812	110.61	89,815.32	
	CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	1,024	78.01	79,882.24	
	DOW INC	27,046	56.90	1,538,917.40	
	EASTMAN CHEMICAL CO	1,714	83.32	142,810.48	
	INTERNATIONAL PAPER CO	4,903	36.34	178,175.02	
	LYONDELLBASELL INDU-CL A	1,477	97.27	143,667.79	
	NEWMONT CORP	15,938	48.47	772,514.86	
	NUCOR CORP	883	147.67	130,392.61	
	PACKAGING CORP OF AMERICA	1,065	142.89	152,177.85	
	SEALED AIR CORP	1,470	47.26	69,472.20	
	SHERWIN-WILLIAMS CO/THE	8,584	230.70	1,980,328.80	
	WESTROCK CO	2,855	30.66	87,534.30	
	3M CO	1,713	106.78	182,914.14	
	AGCO CORP	632	126.76	80,112.32	
	ATKORE INC	559	131.94	73,754.46	
	BOISE CASCADE CO	921	66.82	61,541.22	
	CARRIER GLOBAL CORP	38,206	44.77	1,710,482.62	
	CATERPILLAR INC	575	225.24	129,513.00	
	CUMMINS INC	1,564	234.52	366,789.28	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	DEERE & CO	2,215	391.42	866,995.30	
	EATON CORP PLC	2,449	163.06	399,333.94	
	ENCORE WIRE CORP	545	167.55	91,314.75	
	FORTUNE BRANDS INNOVATIONS INC	982	58.96	57,898.72	
	GENERAL DYNAMICS CORP	5,555	229.46	1,274,650.30	
	GENERAL ELECTRIC CO	24,613	96.77	2,381,800.01	
	GRACO INC	23,219	71.11	1,651,103.09	
	HONEYWELL INTERNATIONAL INC	2,615	197.86	517,403.90	
	HUNTINGTON INGALLS INDUSTRIES	761	211.38	160,860.18	
	ILLINOIS TOOL WORKS	2,160	232.80	502,848.00	
	INGERSOLL-RAND INC	1,299	56.08	72,847.92	
	JARDINE MATHESON HLDGS LTD	13,433	49.64	666,814.12	
	L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	5,176	202.50	1,048,140.00	
	MASTERBRAND INC	19,912	7.63	151,928.56	
	NORTHROP GRUMMAN CORP	4,601	474.79	2,184,508.79	
	OTIS WORLDWIDE CORP	24,240	82.38	1,996,891.20	
	OWENS CORNING	1,754	99.23	174,049.42	
	PACCAR INC	3,781	73.26	276,996.06	
	PARKER HANNIFIN CORP	208	325.41	67,685.28	
	PENTAIR PLC	1,654	53.06	87,761.24	
	RAYTHEON TECHNOLOGIES CORP	6,925	103.11	714,036.75	
	SENSATA TECHNOLOGIES HOLDING	1,525	47.34	72,193.50	
	SNAP-ON INC	1,066	240.60	256,479.60	
	STANLEY BLACK & DECKER INC	841	79.65	66,985.65	
	TEXTRON INC	2,889	69.23	200,005.47	
	TRANE TECHNOLOGIES PLC	1,356	176.48	239,306.88	
	WABTEC CORP	16,038	100.07	1,604,922.66	
	WILLSCOT MOBILE MINI HOLDING	2,013	43.20	86,961.60	
	WW GRAINGER INC	146	660.82	96,479.72	
	AUTOMATIC DATA PROCESSING	5,822	218.16	1,270,127.52	
	BOOZ ALLEN HAMILTON HOLDINGS	1,358	96.93	131,630.94	
	BROADRIDGE FINANCIAL SOLUTIO	1,829	146.05	267,125.45	
	CINTAS CORP	137	461.98	63,291.26	
	LEIDOS HOLDINGS INC	2,158	93.09	200,888.22	
	PAYCHEX INC	4,037	109.57	442,334.09	
	REPUBLIC SERVICES INC	652	138.67	90,412.84	
	RITCHIE BROS AUCTIONEERS	1,101	58.82	64,760.82	
	ROBERT HALF INTL INC	1,377	76.18	104,899.86	
	SS&C TECHNOLOGIES HOLDINGS	34,669	57.75	2,002,134.75	
	WASTE CONNECTIONS INC	2,839	143.93	408,617.27	
	WASTE MANAGEMENT INC	540	165.40	89,316.00	
	C. H. ROBINSON WORLDWIDE INC	2,994	95.77	286,735.38	
	CSX CORP	19,306	30.45	587,867.70	
	FEDEX CORP	1,109	229.31	254,304.79	
	GRAB HOLDINGS LTD - CL A	245,043	2.97	727,777.71	
	KNIGHT-SWIFT TRANSPORTATION	1,446	55.51	80,267.46	
	UBER TECHNOLOGIES INC	139,668	32.08	4,480,549.44	
	UNITED PARCEL SERVICE-CL B	4,028	193.29	778,572.12	
	BORGWARNER INC	2,001	48.38	96,808.38	
	GENERAL MOTORS CO	7,318	35.14	257,154.52	
	LEAR CORP	13,975	134.60	1,881,035.00	
	TESLA INC	803	187.04	150,193.12	
	DECKERS OUTDOOR CORP	140	467.90	65,506.00	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	DR HORTON INC	8,322	99.48	827,872.56	
	HASBRO INC	1,237	53.07	65,647.59	
	LENNAR CORP-A	4,827	106.04	511,855.08	
	LULULEMON ATHLETICA INC	274	368.38	100,936.12	
	NEWELL BRANDS INC	79,555	12.65	1,006,370.75	
	NIKE INC -CL B	15,285	126.19	1,928,814.15	
	NVR INC	30	5,693.04	170,791.20	
	PULTEGROUP INC	1,857	60.59	112,515.63	
	PVH CORP	16,394	86.41	1,416,605.54	
	WHIRLPOOL CORP	1,052	136.98	144,102.96	
	BOOKING HOLDINGS INC	635	2,676.05	1,699,291.75	
	CHEGG INC	4,647	17.94	83,367.18	
	CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	74	1,775.00	131,350.00	
	DARDEN RESTAURANTS INC	576	151.75	87,408.00	
	DOORDASH INC - A	15,246	60.62	924,212.52	
	MCDONALD'S CORP	2,900	289.31	838,999.00	
	STARBUCKS CORP	5,316	108.31	575,775.96	
	TEXAS ROADHOUSE INC	613	108.95	66,786.35	
	TRIP.COM GROUP LTD-ADR	27,719	36.55	1,013,129.45	
	YUM! BRANDS INC	4,096	137.10	561,561.60	
	ALPHABET INC-CL A	49,599	105.97	5,256,006.03	
	ALPHABET INC-CL C	32,813	106.42	3,491,959.46	
	BAIDU INC - SPON ADR	506	131.54	66,559.24	
	CHARTER COMMUNICATIONS INC-A	2,462	346.19	852,319.78	
	COMCAST CORP-CLASS A	7,709	38.09	293,635.81	
	ENDEAVOR GROUP HOLD-CLASS A	19,847	24.35	483,274.45	
	INTERPUBLIC GROUP OF COS INC	2,046	38.07	77,891.22	
	META PLATFORMS INC-CLASS A	30,911	218.86	6,765,181.46	
	NETFLIX INC	434	332.72	144,400.48	
	OMNICOM GROUP	1,951	95.71	186,730.21	
	SPOTIFY TECHNOLOGY SA	11,746	133.78	1,571,379.88	
	WALT DISNEY CO/THE	19,547	100.30	1,960,564.10	
	YELP INC	1,498	30.37	45,494.26	
	ADVANCE AUTO PARTS INC	538	126.87	68,256.06	
	AMAZON.COM INC	27,276	102.74	2,802,336.24	
	AUTOZONE INC	1,888	2,665.41	5,032,294.08	
	BEST BUY CO INC	2,348	73.31	172,131.88	
	CARMAX INC	825	69.60	57,420.00	
	COUPANG INC	126,889	16.24	2,060,677.36	
	GENUINE PARTS CO	5,046	166.30	839,149.80	
	HOME DEPOT INC	2,398	295.40	708,369.20	
	LKQ CORP	4,506	56.17	253,102.02	
	MACY'S INC	3,136	17.87	56,040.32	
	MERCADOLIBRE INC	2,527	1,314.74	3,322,347.98	
	O'REILLY AUTOMOTIVE INC	264	897.28	236,881.92	
	TJX COMPANIES INC	34,631	77.61	2,687,711.91	
	TRACTOR SUPPLY COMPANY	867	241.24	209,155.08	
	DOLLAR GENERAL CORP	1,013	213.52	216,295.76	
	KROGER CO	26,315	47.81	1,258,120.15	
	UNITED NATURAL FOODS INC	1,341	26.46	35,482.86	
	WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	3,396	35.94	122,052.24	
	WALMART INC	662	149.52	98,982.24	
	ARCHER-DANIELS-MIDLAND CO	3,282	82.20	269,780.40	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	BUNGE LTD	722	95.75	69,131.50	
	CAMPBELL SOUP CO	14,244	55.21	786,411.24	
	COCA-COLA CO/THE	14,329	63.46	909,318.34	
	CONAGRA BRANDS INC	22,849	37.27	851,582.23	
	GENERAL MILLS INC	12,009	87.09	1,045,863.81	
	HERSHEY CO/THE	2,232	259.03	578,154.96	
	HORMEL FOODS CORP	4,883	39.82	194,441.06	
	JM SMUCKER CO/THE	5,246	153.38	804,631.48	
	KELLOGG CO	9,855	67.62	666,395.10	
	KEURIG DR PEPPER INC	13,994	35.39	495,247.66	
	KRAFT HEINZ CO/THE	4,074	39.54	161,085.96	
	MOLSON COORS BEVERAGE CO - B	2,567	56.98	146,267.66	
	MONDELEZ INTERNATIONAL INC-A	14,724	70.26	1,034,508.24	
	PEPSICO INC	26,411	184.45	4,871,508.95	
	TYSON FOODS INC-CL A	2,200	61.44	135,168.00	
	CLOROX COMPANY	3,257	158.14	515,061.98	
	COLGATE-PALMOLIVE CO	6,799	75.70	514,684.30	
	ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	361	253.25	91,423.25	
	KIMBERLY-CLARK CORP	2,397	138.63	332,296.11	
	PROCTER & GAMBLE CO/THE	15,316	151.05	2,313,481.80	
	ABBOTT LABORATORIES	9,004	104.52	941,098.08	
	AMERISOURCEBERGEN CORP	964	167.38	161,354.32	
	BECTON DICKINSON AND CO	8,615	256.28	2,207,852.20	
	CARDINAL HEALTH INC	6,022	80.06	482,121.32	
	CENTENE CORP	3,805	68.70	261,403.50	
	CVS HEALTH CORP	9,215	75.80	698,497.00	
	EDWARDS LIFESCIENCES CORP	1,189	84.05	99,935.45	
	ELEVANCE HEALTH INC	6,434	484.27	3,115,793.18	
	GE HEALTHCARE TECHNOLOGY	9,506	82.72	786,336.32	
	HCA HEALTHCARE INC	11,343	271.10	3,075,087.30	
	HENRY SCHEIN INC	1,095	82.85	90,720.75	
	HUMANA INC	2,034	518.82	1,055,279.88	
	INMODE LTD	2,321	36.81	85,436.01	
	LABORATORY CRP OF AMER HLDGS	479	231.48	110,878.92	
	MCKESSON CORP	2,342	363.28	850,801.76	
	MEDTRONIC PLC	21,059	82.12	1,729,365.08	
	MOLINA HEALTHCARE INC	1,125	295.13	332,021.25	
	QUEST DIAGNOSTICS INC	387	143.09	55,375.83	
	QUIDELORTHO CORP	690	92.18	63,604.20	
	RESMED INC	578	225.45	130,310.10	
	THE CIGNA GROUP	10,545	258.67	2,727,675.15	
	UNITEDHEALTH GROUP INC	14,024	505.35	7,087,028.40	
	ABBVIE INC	1,423	161.18	229,359.14	
	AGILENT TECHNOLOGIES INC	702	140.19	98,413.38	
	AMGEN INC	4,173	248.07	1,035,196.11	
	BIOGEN INC	1,531	292.20	447,358.20	
	BIOMARIN PHARMACEUTICAL INC	4,666	100.30	467,999.80	
	BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	20,517	70.60	1,448,500.20	
	DANAHER CORP	1,092	255.75	279,279.00	
	ELI LILLY & CO	214	372.35	79,682.90	
	EMERGENT BIOSOLUTIONS INC	2,041	11.71	23,900.11	
	GILEAD SCIENCES INC	16,754	83.63	1,401,137.02	
	INCYTE CORP	6,709	75.00	503,175.00	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	JOHNSON & JOHNSON	30,984	165.67	5,133,119.28	
	MERCK & CO. INC.	7,697	115.01	885,231.97	
	METTLER-TOLEDO INTERNATIONAL	1,422	1,595.92	2,269,398.24	
	NEUROCRINE BIOSCIENCES INC	5,133	104.12	534,447.96	
	PFIZER INC	22,569	41.18	929,391.42	
	ROYALTY PHARMA PLC- CL A	7,624	36.56	278,733.44	
	THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	130	588.60	76,518.00	
	UNITED THERAPEUTICS CORP	603	230.35	138,901.05	
	VERTEX PHARMACEUTICALS INC	2,079	327.74	681,371.46	
	VIATRIS INC	10,965	9.91	108,663.15	
	BANK OF AMERICA CORP	32,201	30.37	977,944.37	
	CITIGROUP INC	47,924	49.69	2,381,343.56	
	FIFTH THIRD BANCORP	2,413	27.32	65,923.16	
	HDFC BANK LTD-ADR	28,021	68.68	1,924,482.28	
	HUNTINGTON BANCSHARES INC	6,520	11.71	76,349.20	
	JPMORGAN CHASE & CO	10,043	139.83	1,404,312.69	
	M & T BANK CORP	707	125.66	88,841.62	
	NU HOLDINGS LTD/CAYMAN ISL-A	58,561	4.55	266,452.55	
	PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	1,032	125.09	129,092.88	
	TRUIST FINANCIAL CORP	3,198	34.26	109,563.48	
	US BANCORP	3,425	35.59	121,895.75	
	WELLS FARGO & CO	59,519	41.30	2,458,134.70	
	ALLY FINANCIAL INC	2,820	27.09	76,393.80	
	AMERICAN EXPRESS CO	590	163.71	96,588.90	
	AMERIPRISE FINANCIAL INC	233	311.61	72,605.13	
	BANK OF NEW YORK MELLON CORP	6,828	44.23	302,002.44	
	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	946	323.79	306,305.34	
	BLACKROCK INC	719	698.36	502,120.84	
	BLACKSTONE INC	4,651	87.23	405,706.73	
	BLOCK INC	18,449	64.19	1,184,241.31	
	CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	11,924	97.83	1,166,524.92	
	CBOE GLOBAL MARKETS INC	5,125	137.55	704,943.75	
	CME GROUP INC	14,222	192.12	2,732,330.64	
	EQUITABLE HOLDINGS INC	37,493	25.77	966,194.61	
	FIDELITY NATIONAL INFO SERV	2,849	58.04	165,355.96	
	GLOBAL PAYMENTS INC	1,280	109.75	140,480.00	
	GOLDMAN SACHS GROUP INC	780	339.68	264,950.40	
	JACKSON FINANCIAL INC-A	2,860	37.14	106,220.40	
	MARKETAXESS HOLDINGS INC	341	340.19	116,004.79	
	MASTERCARD INC - A	14,928	372.76	5,564,561.28	
	MOODY'S CORP	14,595	303.36	4,427,539.20	
	MORGAN STANLEY	2,964	89.29	264,655.56	
	MSCI INC	4,675	537.57	2,513,139.75	
	NMI HOLDINGS INC-CLASS A	3,671	23.18	85,093.78	
	NORTHERN TRUST CORP	1,365	85.72	117,007.80	
	PAYPAL HOLDINGS INC	3,456	77.33	267,252.48	
	RAYMOND JAMES FINANCIAL INC	857	95.87	82,160.59	
	STATE STREET CORP	1,294	72.68	94,047.92	
	SYNCHRONY FINANCIAL	2,623	29.96	78,585.08	
	T ROWE PRICE GROUP INC	3,661	113.80	416,621.80	
	VISA INC-CLASS A SHARES	7,828	233.48	1,827,681.44	
	WESTERN UNION CO	5,417	11.21	60,724.57	
	AFLAC INC	2,358	66.57	156,972.06	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	ALLSTATE CORP	1,360	114.89	156,250.40	
	AMERICAN FINANCIAL GROUP INC	692	121.14	83,828.88	
	AMERICAN INTERNATIONAL GROUP	21,952	51.92	1,139,747.84	
	ARCH CAPITAL GROUP LTD	1,398	70.95	99,188.10	
	ARTHUR J GALLAGHER & CO	460	203.21	93,476.60	
	AXIS CAPITAL HOLDINGS LTD	1,161	56.39	65,468.79	
	CHUBB LTD	1,028	198.21	203,759.88	
	CINCINNATI FINANCIAL CORP	1,744	107.52	187,514.88	
	CNO FINANCIAL GROUP INC	3,285	22.27	73,156.95	
	EVEREST RE GROUP LTD	1,758	363.80	639,560.40	
	FIDELITY NATIONAL FINANCIAL	2,842	35.89	101,999.38	
	GENWORTH FINANCIAL INC-CL A	16,672	6.18	103,032.96	
	GLOBE LIFE INC	1,079	108.94	117,546.26	
	HARTFORD FINANCIAL SVCS GRP	9,156	69.39	635,334.84	
	MARSH & MCLENNAN COS	1,953	174.17	340,154.01	
	METLIFE INC	2,138	61.54	131,572.52	
	PROGRESSIVE CORP	6,845	138.41	947,416.45	
	RENAISSANCERE HOLDINGS LTD	306	202.42	61,940.52	
	TRAVELERS COS INC/THE	5,638	171.28	965,676.64	
	WILLIS TOWERS WATSON PLC	336	237.97	79,957.92	
	WR BERKLEY CORP	6,401	62.50	400,062.50	
	ACCENTURE PLC-CL A	789	279.98	220,904.22	
	ADOBE INC	5,643	377.92	2,132,602.56	
	AMDOCS LTD	11,926	96.13	1,146,446.38	
	CADENCE DESIGN SYS INC	5,575	213.16	1,188,367.00	
	COGNIZANT TECH SOLUTIONS-A	44,054	60.75	2,676,280.50	
	DOCUSIGN INC	1,144	53.78	61,524.32	
	DROPBOX INC-CLASS A	4,074	22.05	89,831.70	
	GARTNER INC	186	319.57	59,440.02	
	GEN DIGITAL INC	7,380	17.96	132,544.80	
	GLOBANT SA	3,143	158.30	497,536.90	
	MICROSOFT CORP	43,016	288.80	12,423,020.80	
	ORACLE CORP	33,030	95.59	3,157,337.70	
	PAYCOM SOFTWARE INC	1,449	307.25	445,205.25	
	PAYLOCITY HOLDING CORP	514	198.58	102,070.12	
	RINGCENTRAL INC-CLASS A	3,526	29.04	102,395.04	
	ROPER TECHNOLOGIES INC	1,083	442.92	479,682.36	
	SALESFORCE INC	8,643	197.08	1,703,362.44	
	SERVICENOW INC	8,339	470.55	3,923,916.45	
	SHOPIFY INC - CLASS A	42,842	48.52	2,078,693.84	
	SNOWFLAKE INC-CLASS A	1,432	145.26	208,012.32	
	SYNOPSIS INC	3,208	380.19	1,219,649.52	
	ZOOM VIDEO COMMUNICATIONS-A	1,358	67.62	91,827.96	
	ZSCALER INC	562	105.59	59,341.58	
	APPLE INC	35,792	165.23	5,913,912.16	
	ARISTA NETWORKS INC	1,410	163.42	230,422.20	
	ARROW ELECTRONICS INC	684	119.03	81,416.52	
	AVNET INC	26,100	43.89	1,145,529.00	
	CISCO SYSTEMS INC	35,846	50.28	1,802,336.88	
	COMMSCOPE HOLDING CO INC	12,135	4.95	60,068.25	
	CORNING INC	6,392	34.74	222,058.08	
	HEWLETT PACKARD ENTERPRISE	64,675	15.85	1,025,098.75	
	HP INC	5,413	30.93	167,424.09	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	JABIL INC	1,138	83.52	95,045.76	
	JUNIPER NETWORKS INC	19,154	33.57	642,999.78	
	KEYSIGHT TECHNOLOGIES INC	4,662	153.03	713,425.86	
	MOTOROLA SOLUTIONS INC	2,367	290.92	688,607.64	
	SEAGATE TECHNOLOGY HOLDINGS	12,532	64.25	805,181.00	
	TE CONNECTIVITY LTD	5,097	126.74	645,993.78	
	AT&T INC	11,368	19.79	224,972.72	
	LUMEN TECHNOLOGIES INC	11,938	2.28	27,218.64	
	VERIZON COMMUNICATIONS INC	12,936	39.46	510,454.56	
	CENTERPOINT ENERGY INC	3,408	30.64	104,421.12	
	CMS ENERGY CORP	5,459	61.34	334,855.06	
	DOMINION ENERGY INC	1,837	58.68	107,795.16	
	DUKE ENERGY CORP	898	98.41	88,372.18	
	EDISON INTERNATIONAL	27,192	72.08	1,959,999.36	
	ENERGY CORP	1,048	108.93	114,158.64	
	EVERSOURCE ENERGY	7,998	79.14	632,961.72	
	EXELON CORP	5,096	42.67	217,446.32	
	FIRSTENERGY CORP	1,826	40.86	74,610.36	
	NEXTERA ENERGY INC	2,053	78.54	161,242.62	
	NRG ENERGY INC	1,934	35.11	67,902.74	
	UGI CORP	2,013	34.89	70,233.57	
	WEC ENERGY GROUP INC	2,259	96.50	217,993.50	
	XCEL ENERGY INC	3,691	70.32	259,551.12	
	ADVANCED MICRO DEVICES	1,186	89.87	106,585.82	
	ANALOG DEVICES INC	3,867	189.57	733,067.19	
	APPLIED MATERIALS INC	987	111.79	110,336.73	
	BROADCOM INC	163	627.36	102,259.68	
	ENPHASE ENERGY INC	717	224.92	161,267.64	
	INTEL CORP	8,731	32.14	280,614.34	
	KLA CORP	217	372.11	80,747.87	
	LAM RESEARCH CORP	896	492.66	441,423.36	
	LATTICE SEMICONDUCTOR CORP	931	93.67	87,206.77	
	MICROCHIP TECHNOLOGY INC	2,618	80.54	210,853.72	
	MICRON TECHNOLOGY INC	38,175	62.54	2,387,464.50	
	NVIDIA CORP	1,090	270.02	294,321.80	
	QORVO INC	902	93.62	84,445.24	
	QUALCOMM INC	751	119.38	89,654.38	
	SKYWORKS SOLUTIONS INC	2,647	110.60	292,758.20	
	TAIWAN SEMICONDUCTOR-SP ADR	87,092	87.99	7,663,225.08	
	TEXAS INSTRUMENTS INC	4,152	180.05	747,567.60	
	CBRE GROUP INC - A	1,190	72.29	86,025.10	
	米ドル 計	3,232,394		269,463,299.98 (36,234,729,948)	
カナダドル	CANADIAN NATURAL RESOURCES	2,771	82.23	227,859.33	
	ENBRIDGE INC	6,467	53.64	346,889.88	
	PEMBINA PIPELINE CORP	5,279	44.88	236,921.52	
	SUNCOR ENERGY INC	40,359	43.32	1,748,351.88	
	TC ENERGY CORP	2,413	56.68	136,768.84	
	AGNICO EAGLE MINES LTD	5,437	77.00	418,649.00	
	BARRICK GOLD CORP	7,517	25.94	194,990.98	
	NUTRIEN LTD	2,589	100.30	259,676.70	
	FINNING INTERNATIONAL INC	2,408	35.00	84,280.00	
	CANADIAN NATL RAILWAY CO	6,818	163.90	1,117,470.20	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	MAGNA INTERNATIONAL INC	1,379	72.85	100,460.15	
	GILDAN ACTIVEWEAR INC	2,294	42.53	97,563.82	
	CANADIAN TIRE CORP-CLASS A	641	181.17	116,129.97	
	DOLLARAMA INC	10,448	83.27	870,004.96	
	ALIMENTATION COUCHE-TARD INC	3,150	66.76	210,294.00	
	EMPIRE CO LTD 'A'	4,034	36.33	146,555.22	
	LOBLAW COMPANIES LTD	1,970	124.14	244,555.80	
	METRO INC/CN	2,353	75.15	176,827.95	
	WESTON (GEORGE) LTD	511	178.05	90,983.55	
	BANK OF MONTREAL	1,572	122.90	193,198.80	
	BANK OF NOVA SCOTIA	1,879	68.72	129,124.88	
	CAN IMPERIAL BK OF COMMERCE	1,430	57.96	82,882.80	
	NATIONAL BANK OF CANADA	1,424	98.11	139,708.64	
	ROYAL BANK OF CANADA	7,647	133.53	1,021,103.91	
	TORONTO-DOMINION BANK	9,003	82.01	738,336.03	
	INTACT FINANCIAL CORP	1,530	197.57	302,282.10	
	SUN LIFE FINANCIAL INC	11,035	64.54	712,198.90	
	OPEN TEXT CORP	6,443	52.21	336,389.03	
	SHOPIFY INC - CLASS A	440	64.98	28,591.20	
	ROGERS COMMUNICATIONS INC-B	1,720	65.35	112,402.00	
	ATCO LTD -CLASS I	2,205	44.68	98,519.40	
	FORTIS INC	2,292	59.46	136,282.32	
	HYDRO ONE LTD	2,532	39.82	100,824.24	
	カナダドル 計	159,990		10,957,078.00 (1,100,090,631)	
ブラジルリアル	AMBEV SA	412,124	14.75	6,078,829.00	
	ブラジルリアル 計	412,124		6,078,829.00 (165,297,949)	
ユーロ	ENI SPA	14,207	13.88	197,193.16	
	OMV AG	2,361	44.06	104,025.66	
	REPSOL SA	13,370	13.98	186,979.45	
	SHELL PLC	67,471	28.02	1,890,537.42	
	TOTALENERGIES SE	4,465	58.73	262,229.45	
	VOPAK	1,802	35.21	63,448.42	
	ARCELORMITTAL	56,709	27.23	1,544,469.61	
	ARKEMA	1,426	90.46	128,995.96	
	BASF SE	36,385	50.06	1,821,433.10	
	CRH PLC	3,229	45.17	145,853.93	
	EVONIK INDUSTRIES AG	6,392	19.69	125,890.44	
	HEIDELBERGCEMENT AG	2,518	70.18	176,713.24	
	STORA ENSO OYJ-R SHS	4,691	11.68	54,814.33	
	ACS ACTIVIDADES CONS Y SERV	2,469	30.85	76,168.65	
	AIRBUS SE	5,834	128.08	747,218.72	
	BOUYGUES SA	3,068	32.69	100,292.92	
	BRENTAG SE	1,277	70.48	90,002.96	
	COMPAGNIE DE SAINT GOBAIN	3,317	51.36	170,361.12	
	DAIMLER TRUCK HOLDING AG	31,316	30.46	953,885.36	
	EIFFAGE	1,692	102.65	173,683.80	
	PRYSMIAN SPA	7,730	37.67	291,189.10	
	SCHNEIDER ELECTRIC SE	1,586	151.38	240,088.68	
	SIEMENS AG-REG	4,753	147.06	698,976.18	
	VINCI SA	1,885	108.70	204,899.50	
	RANDSTAD NV	31,012	53.66	1,664,103.92	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	DEUTSCHE POST AG-REG	3,930	42.86	168,439.80	
	BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG	23,612	103.20	2,436,758.40	
	MERCEDES-BENZ GROUP AG	43,379	69.25	3,003,995.75	
	MICHELIN (CGDE)	76,795	29.66	2,277,739.70	
	VOLKSWAGEN AG	6,760	155.95	1,054,222.00	
	VOLKSWAGEN AG-PREF	1,755	126.90	222,709.50	
	ADIDAS AG	4,113	162.58	668,691.54	
	HERMES INTERNATIONAL	1,007	1,937.80	1,951,364.60	
	KERING	175	567.90	99,382.50	
	LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUITTON SE	3,976	873.60	3,473,433.60	
	MONCLER SPA	36,763	64.64	2,376,360.32	
	SEB SA	777	106.10	82,439.70	
	ACCOR SA	32,347	31.52	1,019,577.44	
	PUBLICIS GROUPE	1,604	75.30	120,781.20	
	INDUSTRIA DE DISENO TEXTIL	17,395	31.47	547,420.65	
	CARREFOUR SA	6,932	18.85	130,668.20	
	KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE N. V.	21,651	31.13	673,995.63	
	HEINEKEN HOLDING NV	986	86.00	84,796.00	
	HEINEKEN NV	11,288	99.74	1,125,865.12	
	PERNOD RICARD SA	3,203	211.50	677,434.50	
	FRESENIUS MEDICAL CARE AG & FRESENIUS SE & CO KGAA	30,270	41.65	1,260,745.50	
	GRIFOLS SA	2,458	25.66	63,072.28	
	GRIFOLS SA	5,063	9.52	48,230.13	
	ORION OYJ-CLASS B	1,408	45.20	63,641.60	
	SANOFI	22,566	102.48	2,312,563.68	
	BNP PARIBAS	36,267	58.19	2,110,376.73	
	BPER BANCA	24,800	2.52	62,545.60	
	FINCOBANK SPA	4,698	14.17	66,594.15	
	ING GROEP NV	275,440	11.79	3,247,437.60	
	KBC GROUP NV	4,795	64.94	311,387.30	
	SOCIETE GENERALE SA	4,677	21.93	102,589.99	
	UNICREDIT SPA	3,041	19.02	57,864.14	
	ADYEN NV	166	1,450.20	240,733.20	
	AMUNDI SA	11,058	58.60	647,998.80	
	DEUTSCHE BANK AG-REGISTERED	26,357	9.73	256,532.68	
	DEUTSCHE BOERSE AG	1,939	178.65	346,402.35	
	ALLIANZ SE-REG	897	216.50	194,200.50	
	ASR NEDERLAND NV	3,385	38.82	131,405.70	
	ASSICURAZIONI GENERALI	4,672	18.78	87,740.16	
	AXA SA	4,475	28.33	126,799.12	
	HANNOVER RUECK SE	1,340	179.60	240,664.00	
	MUENCHENER RUECKVER AG-REG	1,892	324.70	614,332.40	
	NN GROUP NV	4,281	34.04	145,725.24	
	SAMPO OYJ-A SHS	5,763	44.09	254,090.67	
	UNIPOL GRUPPO SPA	11,455	5.06	57,985.21	
	CAPGEMINI SE	574	162.95	93,533.30	
	DASSAULT SYSTEMES SE	1,780	37.70	67,114.90	
	NOKIA OYJ	297,471	4.47	1,332,075.13	
	DEUTSCHE TELEKOM AG-REG	8,590	22.34	191,943.55	
	ELISA OYJ	1,717	54.74	93,988.58	
	KONINKLIJKE KPN NV	180,918	3.24	586,355.23	
	ORANGE	15,690	11.37	178,489.44	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	TELEFONICA SA	24,917	4.07	101,437.10	
	UNITED INTERNET AG-REG SHARE	2,643	15.47	40,887.21	
	E.ON SE	18,773	11.78	221,239.80	
	ENAGAS SA	4,897	17.99	88,121.51	
	ENEL SPA	182,806	5.72	1,045,650.32	
	ASML HOLDING NV	833	582.30	485,055.90	
	INFINEON TECHNOLOGIES AG	6,893	36.24	249,802.32	
	STMICROELECTRONICS NV	1,623	45.73	74,227.90	
	LEG IMMOBILIEN SE	969	54.44	52,752.36	
	VONOVIA SE	4,445	19.19	85,321.77	
	ユーロ 計	1,858,115		52,349,186.28 (7,691,142,448)	
英ポンド	BP PLC	13,076	5.43	71,107.28	
	SHELL PLC	9,021	24.55	221,465.55	
	MONDI PLC	1,403	13.09	18,372.28	
	RIO TINTO PLC	12,812	55.51	711,194.12	
	ASHTAD GROUP PLC	1,130	47.91	54,138.30	
	BAE SYSTEMS PLC	28,019	10.27	287,755.13	
	SPIRAX-SARCO ENGINEERING PLC	8,034	116.00	931,944.00	
	TRAVIS PERKINS PLC	60,226	9.56	576,242.36	
	INTERTEK GROUP PLC	21,433	40.97	878,110.01	
	PERSIMMON PLC	3,552	12.78	45,394.56	
	COMPASS GROUP PLC	43,180	20.75	895,985.00	
	INTERCONTINENTAL HOTELS GROUP	29,013	55.60	1,613,122.80	
	INFORMA PLC	12,469	6.96	86,883.99	
	JD SPORTS FASHION PLC	35,038	1.66	58,285.71	
	SAINSBURY (J) PLC	324,128	2.79	904,317.12	
	TESCO PLC	375,600	2.72	1,022,007.60	
	BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	4,017	28.48	114,404.16	
	COCA-COLA HBC AG-DI	2,992	23.35	69,863.20	
	DIAGEO PLC	58,399	36.84	2,151,419.16	
	IMPERIAL BRANDS PLC	9,647	19.04	183,678.88	
	RECKITT BENCKISER GROUP PLC	729	63.56	46,335.24	
	UNILEVER PLC	42,152	43.57	1,836,562.64	
	GSK PLC	40,773	15.11	616,406.21	
	BARCLAYS PLC	525,585	1.54	810,872.53	
	HSBC HOLDINGS PLC	274,653	5.78	1,587,768.99	
	LLOYDS BANKING GROUP PLC	517,797	0.48	250,872.64	
	NATWEST GROUP PLC	344,484	2.71	934,585.09	
	STANDARD CHARTERED PLC	77,542	6.42	497,819.64	
	3I GROUP PLC	9,410	16.90	159,076.05	
	INTERMEDIATE CAPITAL GROUP	2,988	12.70	37,947.60	
	SCHRODERS PLC	7,900	4.77	37,690.90	
	ST JAMES' S PLACE PLC	4,082	11.99	48,963.59	
	AVIVA PLC	18,289	4.17	76,338.28	
	VODAFONE GROUP PLC	315,489	0.92	292,489.85	
	CENTRICA PLC	179,256	1.14	205,248.12	
	英ポンド 計	3,414,318		18,334,668.58 (3,050,338,811)	
スイスフラン	EMS-CHEMIE HOLDING AG-REG	97	772.50	74,932.50	
	HOLCIM LTD	3,795	58.48	221,931.60	
	ABB LTD-REG	22,748	31.68	720,656.64	
	GEBERIT AG-REG	3,747	496.80	1,861,509.60	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	ADECCO GROUP AG-REG	1,960	33.60	65,856.00	
	SGS SA-REG	1,775	83.26	147,786.50	
	KUEHNE + NAGEL INTL AG-REG	993	269.40	267,514.20	
	CIE FINANCIERE RICHEMO-A REG	13,354	146.30	1,953,690.20	
	SWATCH GROUP AG/THE-BR	229	287.80	65,906.20	
	NESTLE SA-REG	40,555	113.60	4,607,048.00	
	NOVARTIS AG-REG	24,910	88.10	2,194,571.00	
	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	12,647	277.95	3,515,233.65	
	PARTNERS GROUP HOLDING AG	302	844.60	255,069.20	
	UBS GROUP AG-REG	72,904	18.72	1,365,127.40	
	SWISS LIFE HOLDING AG-REG	313	587.20	183,793.60	
	ZURICH INSURANCE GROUP AG	1,150	416.50	478,975.00	
	SWISSCOM AG-REG	833	602.00	501,466.00	
	スイスフラン 計	202,312		18,481,067.29 (2,766,800,583)	
スウェーデンクローネ	BOLIDEN AB	6,082	410.00	2,493,620.00	
	SSAB AB - B SHARES	8,506	76.98	654,791.88	
	SKANSKA AB-B SHS	3,705	169.85	629,294.25	
	VOLVO AB-B SHS	5,267	212.25	1,117,920.75	
	SECURITAS AB-B SHS	5,248	94.84	497,720.32	
	EVOLUTION AB	1,219	1,351.40	1,647,356.60	
	SWEDISH ORPHAN BIOVITRUM AB	2,980	271.20	808,176.00	
	NORDEA BANK ABP	18,661	115.50	2,155,345.50	
	SKANDINAVISKA ENSKILDA BAN-A	8,363	111.90	935,819.70	
	SVENSKA HANDELSBANKEN-A SHS	4,499	93.72	421,646.28	
	SWEDBANK AB - A SHARES	4,355	180.15	784,553.25	
	KINNEVIK AB - B	3,043	161.00	489,923.00	
	ERICSSON LM-B SHS	37,648	62.43	2,350,364.64	
	TELE2 AB-B SHS	24,000	105.15	2,523,600.00	
	TELIA CO AB	92,605	26.88	2,489,222.40	
	スウェーデンクローネ 計	226,181		19,999,354.57 (259,791,615)	
ノルウェークローネ	EQUINOR ASA	29,677	308.35	9,150,902.95	
	YARA INTERNATIONAL ASA	14,023	462.70	6,488,442.10	
	MOWI ASA	3,592	200.00	718,400.00	
	ORKLA ASA	23,889	73.88	1,764,919.32	
	TELENOR ASA	18,626	128.35	2,390,647.10	
	ノルウェークローネ 計	89,807		20,513,311.47 (262,980,653)	
デンマーククローネ	DSV A/S	19,271	1,286.50	24,792,141.50	
	PANDORA A/S	930	618.40	575,112.00	
	NOVO NORDISK A/S-B	16,545	1,163.40	19,248,453.00	
	DANSKE BANK A/S	2,854	146.60	418,396.40	
	デンマーククローネ 計	39,600		45,034,102.90 (888,072,509)	
オーストラリアドル	BHP GROUP LTD	53,537	46.61	2,495,359.57	
	BLUESCOPE STEEL LTD	6,906	20.08	138,672.48	
	IGO LTD	13,110	13.54	177,509.40	
	ILUKA RESOURCES LTD	10,009	11.60	116,104.40	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	JAMES HARDIE INDUSTRIES-CDI	5,826	34.01	198,142.26	
	SOUTH32 LTD	141,651	4.46	631,763.46	
	BRAMBLES LTD	35,784	14.00	500,976.00	
	COMPUTERSHARE LTD	5,305	22.78	120,847.90	
	AURIZON HOLDINGS LTD	144,876	3.39	491,129.64	
	QANTAS AIRWAYS LTD	18,607	6.62	123,178.34	
	ARISTOCRAT LEISURE LTD	14,143	37.71	533,332.53	
	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRAL	1,250	99.74	124,675.00	
	ASX LTD	2,076	70.29	145,922.04	
	QBE INSURANCE GROUP LTD	8,914	14.84	132,283.76	
	TELSTRA GROUP LTD	235,123	4.27	1,003,975.21	
	オーストラリアドル 計	697,117		6,933,871.99 (624,672,527)	
ニュージーランド ドル	SPARK NEW ZEALAND LTD	49,453	5.12	253,199.36	
	ニュージーランドドル 計	49,453		253,199.36 (21,066,186)	
香港ドル	CK HUTCHISON HOLDINGS LTD	63,500	51.00	3,238,500.00	
	GALAXY ENTERTAINMENT GROUP LIMITED	128,052	55.95	7,164,509.40	
	MEITUAN-B	67,798	135.60	9,193,408.80	
	ALIBABA GROUP HOLDING LTD	101,100	95.40	9,644,940.00	
	WH GROUP LTD	144,000	4.66	671,040.00	
	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	99,500	25.35	2,522,325.00	
	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	773,877	5.38	4,163,458.26	
	HANG SENG BANK LTD	12,200	115.10	1,404,220.00	
	IND & COMM BK OF CHINA-H	352,552	4.32	1,523,024.64	
	CK INFRASTRUCTURE HOLDINGS L	28,500	44.50	1,268,250.00	
	HONG KONG & CHINA GAS	233,000	6.93	1,614,690.00	
	POWER ASSETS HOLDINGS LTD	12,500	43.75	546,875.00	
	CK ASSET HOLDINGS LTD	12,500	48.25	603,125.00	
	HENDERSON LAND DEVELOPMENT	34,000	27.25	926,500.00	
	SINO LAND CO	50,000	10.82	541,000.00	
	SUN HUNG KAI PROPERTIES	6,000	109.30	655,800.00	
	SWIRE PACIFIC LTD - CL A	29,000	58.60	1,699,400.00	
	香港ドル 計	2,148,079		47,381,066.10 (811,637,662)	
シンガポールドル	JARDINE CYCLE & CARRIAGE LTD	2,800	32.99	92,372.00	
	DBS GROUP HOLDINGS LTD	13,967	32.85	458,815.95	
	OVERSEA-CHINESE BANKING CORP	11,800	12.88	151,984.00	
	UNITED OVERSEAS BANK LTD	36,300	30.05	1,090,815.00	
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	139,000	2.53	351,670.00	
	シンガポールドル 計	203,867		2,145,656.95 (216,239,307)	
タイバーツ	KASIKORNBANK PCL-NVDR	106,233	133.50	14,182,105.50	
	SCB X PCL-NVDR	106,034	101.50	10,762,451.00	
	タイバーツ 計	212,267		24,944,556.50 (97,283,770)	
韓国ウォン	NAVER CORP	3,142	197,000.00	618,974,000.00	
	KAKAObANK CORP	10,518	23,800.00	250,328,400.00	
	SHINHAN FINANCIAL GROUP LTD	24,397	35,500.00	866,093,500.00	
	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	75,541	65,300.00	4,932,827,300.00	
	SK HYNIX INC	7,922	88,500.00	701,097,000.00	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	韓国ウォン 計	121,520		7,369,320,200.00 (752,407,592)	
新台幣ドル	HON HAI PRECISION INDUSTRY	401,000	104.00	41,704,000.00	
	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING	46,293	520.00	24,072,360.00	
	新台幣ドル 計	447,293		65,776,360.00 (289,836,952)	
インドルピー	HDFC BANK LIMITED	176,441	1,666.65	294,065,392.65	
	ICICI BANK LTD	147,088	901.30	132,570,414.40	
	インドルピー 計	323,529		426,635,807.05 (703,949,081)	
イスラエルシェケル	ICL GROUP LTD	27,618	23.05	636,594.90	
	BANK HAPOALIM BM	61,704	29.13	1,797,437.52	
	BANK LEUMI LE-ISRAEL	75,185	26.72	2,008,943.20	
	ISRAEL DISCOUNT BANK-A	33,909	17.20	583,234.80	
	NICE LTD	1,185	826.20	979,047.00	
	BEZEQ THE ISRAELI TELECOM CO	123,873	4.89	606,358.33	
	イスラエルシェケル 計	323,474		6,611,615.75 (243,491,923)	
	合計	14,161,440		56,179,830,147 (56,179,830,147)	

②株式以外の有価証券
次表の通りです。

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
新株予約 権証券	スイスフラン	CIE FINANCIERE RICHEMO-CW	14,614.00	16,806.10	
		スイスフラン 計	14,614.00	16,806.10 (2,516,041)	
新株予約権証券合計				2,516,041 (2,516,041)	
投資証券	米ドル	CROWN CASTLE INC	695	91,865.10	
		EQUINIX INC	265	187,604.10	
		FIRST INDUSTRIAL REALTY TRUST INC	1,230	63,197.40	
		HOST HOTELS & RESORTS INC	13,469	222,507.88	
		MEDICAL PROPERTIES TRUST INC	8,425	71,865.25	
		MID-AMERICA APARTMENT COMM	352	52,866.88	
		PIEDMONT OFFICE REALTY TRU-A	8,465	56,715.50	
		PROLOGIS INC	1,669	205,520.66	
		SBA COMMUNICATIONS CORP	845	222,387.10	
		WEYERHAEUSER CO	5,981	188,521.12	
		米ドル 計	41,396	1,363,050.99 (183,289,466)	
	ユーロ	UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	2,291	115,603.86	
	ユーロ 計	2,291	115,603.86 (16,984,519)		
オーストラリアドル	CHARTER HALL GROUP	5,660	65,429.60		
	GOODMAN GROUP	5,019	97,468.98		
	オーストラリアドル 計	10,679	162,898.58 (14,675,533)		
香港ドル	LINK REIT	31,100	1,603,205.00		
	香港ドル 計	31,100	1,603,205.00		

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
				(27,462,901)	
投資証券合計				242,412,419 (242,412,419)	
	合計			244,928,460 (244,928,460)	

有価証券明細表注記

1. 通貨種類毎の小計欄の()内は邦貨換算額であります。
2. 合計金額欄の()内は外貨建有価証券に関わるもので、内書であります。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入株式以外 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	株式 335銘柄	99.5%	—	64.5%
	投資証券 10銘柄	—	0.5%	0.3%
カナダドル	株式 33銘柄	100.0%	—	1.9%
ブラジルレアル	株式 1銘柄	100.0%	—	0.3%
ユーロ	株式 87銘柄	99.8%	—	13.6%
	投資証券 1銘柄	—	0.2%	0.0%
英ポンド	株式 35銘柄	100.0%	—	5.4%
スイスフラン	株式 17銘柄	99.9%	—	4.9%
	新株予約権証券 1銘柄	—	0.1%	0.0%
スウェーデンクローネ	株式 15銘柄	100.0%	—	0.5%
ノルウェークローネ	株式 5銘柄	100.0%	—	0.5%
デンマーククローネ	株式 4銘柄	100.0%	—	1.6%
オーストラリアドル	株式 15銘柄	97.7%	—	1.1%
	投資証券 2銘柄	—	2.3%	0.0%
ニュージーランドドル	株式 1銘柄	100.0%	—	0.0%
香港ドル	株式 17銘柄	96.7%	—	1.4%
	投資証券 1銘柄	—	3.3%	0.0%
シンガポールドル	株式 5銘柄	100.0%	—	0.4%
タイバーツ	株式 2銘柄	100.0%	—	0.2%
韓国ウォン	株式 5銘柄	100.0%	—	1.3%
新台湾ドル	株式 2銘柄	100.0%	—	0.5%
インドルピー	株式 2銘柄	100.0%	—	1.2%
イスラエルシェケル	株式 6銘柄	100.0%	—	0.4%

4. 通貨の表示

邦貨については円単位、外貨についてはその通貨の表記単位で表示しております。

5. 新株予約権証券及び投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

【中間財務諸表】

- (1) ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間(2023年4月19日から2023年10月18日まで)の中間財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人による中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書

2023年12月22日

ラッセル・インベストメント株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

DocuSigned by:

鶴田 光夫

A1FCBAB206554BB...

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているラッセル・インベストメント外国株式ファンドの2023年4月19日から2023年10月18日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ラッセル・インベストメント外国株式ファンドの2023年10月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2023年4月19日から2023年10月18日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ラッセル・インベストメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められる

かどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ラッセル・インベストメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

中間財務諸表

【ラッセル・インベストメント外国株式ファンド】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	前計算期間末 2023年 4月18日現在	当中間計算期間末 2023年10月18日現在
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	1,346,984,708	1,546,549,521
未収入金	633,877	2,076,312
流動資産合計	1,347,618,585	1,548,625,833
資産合計	1,347,618,585	1,548,625,833
負債の部		
流動負債		
未払解約金	633,877	2,076,312
未払受託者報酬	343,993	400,204
未払委託者報酬	7,223,696	8,404,055
その他未払費用	440,000	728,728
流動負債合計	8,641,566	11,609,299
負債合計	8,641,566	11,609,299
純資産の部		
元本等		
元本	550,577,720	557,379,862
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金 (△)	788,399,299	979,636,672
(分配準備積立金)	395,979,904	365,633,630
元本等合計	1,338,977,019	1,537,016,534
純資産合計	1,338,977,019	1,537,016,534
負債純資産合計	1,347,618,585	1,548,625,833

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前中間計算期間 自 2022年 4月19日 至 2022年10月18日	当中間計算期間 自 2023年 4月19日 至 2023年10月18日
営業収益		
有価証券売買等損益	△6,486,590	187,861,319
営業収益合計	△6,486,590	187,861,319
営業費用		
受託者報酬	327,774	400,204
委託者報酬	6,883,197	8,404,055
その他費用	440,000	728,728
営業費用合計	7,650,971	9,532,987
営業利益又は営業損失 (△)	△14,137,561	178,328,332
経常利益又は経常損失 (△)	△14,137,561	178,328,332
中間純利益又は中間純損失 (△)	△14,137,561	178,328,332
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部 解約に伴う中間純損失金額の分配額 (△)	△1,532,905	7,487,402
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	687,264,129	788,399,299
剰余金増加額又は欠損金減少額	56,248,013	83,323,599
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金 減少額	56,248,013	83,323,599
剰余金減少額又は欠損金増加額	41,095,314	62,927,156
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金 増加額	41,095,314	62,927,156
中間剰余金又は中間欠損金 (△)	689,812,172	979,636,672

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
-----------------	--

(中間貸借対照表に関する注記)

区 分	前計算期間末 2023年 4月18日現在	当中間計算期間末 2023年10月18日現在
1. 期首元本額	516,707,639円	550,577,720円
期中追加設定元本額	92,070,361円	50,585,118円
期中一部解約元本額	58,200,280円	43,782,976円
2. 中間計算期間末日における受益権の総数	550,577,720口	557,379,862口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

前中間計算期間 自 2022年 4月19日 至 2022年 10月18日	当中間計算期間 自 2023年 4月19日 至 2023年 10月18日
該当事項はありません。	同左

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区 分	前計算期間末 2023年 4月18日現在	当中間計算期間末 2023年10月18日現在
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、原則として計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。	中間貸借対照表計上額は、原則として中間計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項	有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。	有価証券以外の金融商品 同左 有価証券 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

前計算期間末 2023年 4月18日現在	当中間計算期間末 2023年10月18日現在
該当事項はありません。	同左

(デリバティブ取引等に関する注記)

前計算期間末 2023年 4月18日現在	当中間計算期間末 2023年10月18日現在
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報に関する注記)

区 分	前計算期間末 2023年 4月18日現在	当中間計算期間末 2023年10月18日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	2,431,900円 (24,319円)	2,757,600円 (27,576円)

(参考情報)

ファンドは、「ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

「ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

(単位：円)

区 分	2023年 4月18日現在	2023年10月18日現在
	金 額	金 額
資産の部		
流動資産		
預金	618,432,783	799,140,981
コール・ローン	2,245,649,822	3,269,036,818
株式	56,179,830,147	61,948,281,370
新株予約権証券	2,516,041	1,380,829
投資証券	242,412,419	261,290,127
派生商品評価勘定	522,014,504	265,331,498
未収配当金	66,858,872	29,291,991
差入委託証拠金	510,872,990	841,869,499
流動資産合計	60,388,587,578	67,415,623,113
資産合計	60,388,587,578	67,415,623,113
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	437,294,960	275,361,536
未払解約金	581,680,354	50,672,756
未払利息	6,706	9,672
その他未払費用	1,420,652	1,717,935
流動負債合計	1,020,402,672	327,761,899
負債合計	1,020,402,672	327,761,899
純資産の部		
元本等		
元本	11,120,907,421	11,013,953,538
剰余金		
剰余金又は欠損金(△)	48,247,277,485	56,073,907,676
元本等合計	59,368,184,906	67,087,861,214
純資産合計	59,368,184,906	67,087,861,214
負債純資産合計	60,388,587,578	67,415,623,113

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p>	<p>有価証券 株式、新株予約権証券及び投資証券は移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融商品取引所等に上場されている有価証券 時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所における開示対象ファンドの中間計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は開示対象ファンドの中間計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。 開示対象ファンドの中間計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でない認められた場合は、当該金融商品取引所等における開示対象ファンドの中間計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 ・金融商品取引所等に上場されていない有価証券 時価評価にあたっては、原則として日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 ・時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
<p>2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法</p>	<p>(1) 先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として開示対象ファンドの中間計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p> <p>(2) 為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として開示対象ファンドの中間計算期間末日において発表されている対顧客先物相場の仲値によっております。</p>
<p>3. その他財務諸表作成のための重要な事項</p>	<p>外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

2023年 4月18日現在		2023年10月18日現在	
<p>1. 本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額 10,362,893,033円 期中追加設定元本額 3,132,376,681円 期中一部解約元本額 2,374,362,293円</p>	<p>1. 本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額 11,120,907,421円 期中追加設定元本額 1,093,699,852円 期中一部解約元本額 1,200,653,735円</p>		
<p style="text-align: center;">元本の内訳</p> <p>ラッセル・インベストメント外国株式ファンド I-2 (適格機関投資家限定) 2,144,928,729円</p>	<p style="text-align: center;">元本の内訳</p> <p>ラッセル・インベストメント外国株式ファンド I-2 (適格機関投資家限定) 1,850,727,104円</p>		

2023年 4月18日現在	2023年10月18日現在
ラッセル・インベストメント外国株式ファンドⅡ (適格機関投資家限定) 421,529,167円	ラッセル・インベストメント外国株式ファンドⅡ (適格機関投資家限定) 406,906,693円
ラッセル・インベストメント外国株式ファンドⅠ ー4A (為替ヘッジあり) (適格機関投資家限定) 269,650,708円	ラッセル・インベストメント外国株式ファンドⅠ ー4A (為替ヘッジあり) (適格機関投資家限定) 142,753,229円
ラッセル・インベストメント外国株式ファンドⅠ ー4B (為替ヘッジなし) (適格機関投資家限定) 1,008,372,146円	ラッセル・インベストメント外国株式ファンドⅠ ー4B (為替ヘッジなし) (適格機関投資家限定) 1,004,194,924円
ラッセル・インベストメント外国株式ファンド (DC向け) 6,846,028,933円	ラッセル・インベストメント外国株式ファンド (DC向け) 7,191,733,878円
ラッセル・インベストメント外国株式ファンド 252,319,929円	ラッセル・インベストメント外国株式ファンド 253,898,989円
ラッセル・インベストメント・グローバル・バラ ンス 安定型 17,083,017円	ラッセル・インベストメント・グローバル・バラ ンス 安定型 13,611,263円
ラッセル・インベストメント・グローバル・バラ ンス 安定成長型 104,176,190円	ラッセル・インベストメント・グローバル・バラ ンス 安定成長型 95,558,593円
ラッセル・インベストメント・グローバル・バラ ンス 成長型 56,818,602円	ラッセル・インベストメント・グローバル・バラ ンス 成長型 54,568,865円
計 11,120,907,421円	計 11,013,953,538円
2. 本書における開示対象ファンドの計算期間末日 における受益権の総数 11,120,907,421口	2. 本書における開示対象ファンドの中間計算期間 末日における受益権の総数 11,013,953,538口

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区 分	2023年 4月18日現在	2023年10月18日現在
1. 貸借対照表計上 額、時価及びこれ らの差額	貸借対照表計上額は、原則として開示 対象ファンドの計算期間末日の時価で 計上しているため、その差額はありま せん。	貸借対照表計上額は、原則として開示 対象ファンドの中間計算期間末日の時 価で計上しているため、その差額はあ りません。
2. 金融商品の時価の 算定方法並びに有 価証券及びデリバ ティブ取引等に関 する事項	有価証券及びデリバティブ取引等以外 の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引等以 外の金融商品については、短期間で 決済され、時価は帳簿価額と近似し ているため、当該帳簿価額を時価と しております。 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関 する注記)」の「有価証券の評価基 準及び評価方法」に記載しておりま す。 デリバティブ取引等 「(デリバティブ取引等に関する注 記)」の「取引の時価等に関する事 項」に記載しております。	有価証券及びデリバティブ取引等以外 の金融商品 同左 有価証券 同左 デリバティブ取引等 同左

区 分	2023年 4月18日現在	2023年10月18日現在
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引等に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引等における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引等のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

(有価証券に関する注記)

2023年 4月18日現在	2023年10月18日現在
該当事項はありません。	同左

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

株式関連 (2023年 4月18日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	7,627,854,563	—	8,121,664,712	493,810,149
	売建	5,293,426,921	—	5,543,085,547	△249,658,626
合計		12,921,281,484	—	13,664,750,259	244,151,523

(注) 1. 株価指数先物取引の評価方法

原則として開示対象ファンドの計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、開示対象ファンドの計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。また契約額等及び時価の邦貨換算は開示対象ファンドの計算期間末日の対顧客電信相場の仲値で行っており、換算において円未満の端数は切り捨てております。

株式関連 (2023年 10月18日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	9,332,369,249	—	9,110,478,902	△221,890,347
	売建	4,947,658,752	—	4,840,449,336	107,209,416
合計		14,280,028,001	—	13,950,928,238	△114,680,931

(注) 1. 株価指数先物取引の評価方法

原則として開示対象ファンドの中間計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、開示対象ファンドの中間計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。また契約額等及び時価の邦貨換算は開示対象ファンドの中間計算期間末日の対顧客電信相場の仲値で行っており、換算において円未満の端数は切り捨てております。

通貨関連 (2023年 4月18日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引 以外の取引	為替予約取引				
	買建	7,974,888,562	—	7,929,533,466	△45,355,096
	米ドル	6,809,636,320	—	6,746,227,019	△63,409,301
	カナダドル	479,680,039	—	487,180,350	7,500,311
	ユーロ	286,493,032	—	292,110,800	5,617,768
	スウェーデンクローネ	271,970,655	—	276,863,650	4,892,995
	オーストラリアドル	127,108,516	—	127,151,647	43,131
	売建	4,989,940,842	—	5,104,017,725	△114,076,883
	米ドル	1,452,978,900	—	1,478,626,560	△25,647,660
	ユーロ	1,247,134,516	—	1,272,215,559	△25,081,043
	英ポンド	493,734,616	—	509,276,097	△15,541,481
	スイスフラン	1,575,092,910	—	1,623,058,636	△47,965,726
	ノルウェークローネ	179,749,702	—	179,652,474	97,228
	ニュージーランドドル	41,250,198	—	41,188,399	61,799
	合計	12,964,829,404	—	13,033,551,191	△159,431,979

(注) 1. 為替予約の評価方法

(1) 開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のよう
に評価しております。

①開示対象ファンドの計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されてい
る場合は、当該為替予約は当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

②開示対象ファンドの計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されてい
ない場合は、以下の方法によっております。

- ・開示対象ファンドの計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場
合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値
をもとに計算しております。

- ・開示対象ファンドの計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない
場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

(2) 開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、開示対
象ファンドの計算期間末日の対顧客電信相場の仲値で評価しております。

(3) 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づ
いて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

通貨関連 (2023年10月18日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引 以外の取引	為替予約取引				
	買建	7,424,393,906	—	7,561,780,666	137,386,760
	米ドル	5,491,076,960	—	5,605,829,917	114,752,957
	カナダドル	525,223,443	—	531,803,043	6,579,600
	ユーロ	653,187,132	—	655,036,944	1,849,812
	英ポンド	27,218,565	—	27,060,090	△158,475
	スウェーデンクローネ	281,365,802	—	291,409,685	10,043,883
	オーストラリアドル	446,322,004	—	450,640,987	4,318,983
	売建	4,804,038,930	—	4,836,774,797	△32,735,867
	米ドル	439,910,550	—	449,431,113	△9,520,563
	カナダドル	45,276,876	—	45,648,330	△371,454
	ユーロ	1,050,705,672	—	1,054,106,813	△3,401,141
	英ポンド	559,814,709	—	556,716,251	3,098,458
	スイスフラン	2,443,051,559	—	2,465,544,803	△22,493,244
	スウェーデンクローネ	6,031,809	—	6,249,928	△218,119

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
	ノルウェークローネ	191,885,136	—	190,899,618	985,518
	オーストラリアドル	24,402,552	—	24,558,092	△155,540
	ニュージーランドドル	42,960,067	—	43,619,849	△659,782
	合計	12,228,432,836	—	12,398,555,463	104,650,893

(注) 1. 為替予約の評価方法

(1) 開示対象ファンドの中間計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①開示対象ファンドの中間計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

②開示対象ファンドの中間計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・開示対象ファンドの中間計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算しております。

- ・開示対象ファンドの中間計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

(2) 開示対象ファンドの中間計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、開示対象ファンドの中間計算期間末日の対顧客電信相場の仲値で評価しております。

(3) 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

(1口当たり情報に関する注記)

区 分	2023年 4月18日現在	2023年10月18日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	5.3384円 (53,384円)	6.0912円 (60,912円)

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

以下は2023年10月末現在の当ファンドの現況です。

I 資産総額	1,462,022,530 円
II 負債総額	2,802,865 円
III 純資産総額(I - II)	1,459,219,665 円
IV 発行済口数	555,041,493 口
V 1口当たり純資産額(III/IV)	2.6290 円

(参考) ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンドの現況

以下は2023年10月末現在のマザーファンドの現況です。

純資産額計算書

I 資産総額	64,439,817,448 円
II 負債総額	743,734,529 円
III 純資産総額(I - II)	63,696,082,919 円
IV 発行済口数	10,963,134,686 口
V 1口当たり純資産額(III/IV)	5.8100 円

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換の手続き等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業

を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 償還金

償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

(7) 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

2023年10月末現在の委託会社の資本金の額：490百万円

委託会社が発行する株式総数：40,000株

発行済株式総数：34,090株

直近5ヵ年における主な資本の額の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の機構

①会社の意思決定機構

経営の意思決定機関として取締役会を置きます。取締役会は、取締役および執行役員の職務の執行を監督し、会社の業務執行上重要な事項を決定します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行われます。取締役会は、原則として、代表取締役社長が招集し、議長となります。

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとし、欠員の補欠として、または増員により選任された取締役の任期は、前任者の残存期間と同一とします。

代表取締役は、取締役会の決議によって選定します。代表取締役の中から、社長を選定します。代表取締役社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。

更に、委託会社の業務執行にかかる重要事項を審議する機関として経営委員会、会社が持つリスクを一元的に監視、監督し、法令等遵守態勢を確立するための諮問機関としてリスク管理・コンプライアンス委員会を置きます。

②投資運用の意思決定機構

投資方針の企画・立案は、マルチ・マネージャー運用（運用スタイルの異なる複数の外部委託先運用会社を組み合わせて行う運用）の場合は、運用部がラッセル・インベストメントグループからの助言等に基づいて行い、その他の場合は、運用部が行います。

投資方針については、代表取締役社長兼CEO、運用部長およびジェネラル・カウンセルを含む議決権を有する委員と、議決権を有しない準委員で構成される投資政策・運用委員会によって審議、決定されます。

同委員会は投資政策・運用委員会規程に基づき、原則月に一度、資産評価・運用状況、運用ガイドライン遵守状況等について報告を受けるとともに、その検証を行っています。

※上記の体制等は2023年10月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、投信法に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、金融商品取引法に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務等を行っています。

2023年10月末現在、委託会社の運用する証券投資信託（親投資信託は除きます。）は以下のとおりです。

種 類	本 数	純資産総額
追加型株式投資信託	30本	180,169,793,723円
単位型株式投資信託	0本	0円
追加型公社債投資信託	0本	0円
単位型公社債投資信託	0本	0円
合 計	30本	180,169,793,723円

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第25期事業年度（自2022年1月1日至2022年12月31日）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（自2023年1月1日至2023年6月30日）の中間財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2023年3月23日

ラッセル・インベストメント株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

DocuSigned by:
鶴田 光夫
A1FCBAB206554BB...

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているラッセル・インベストメント株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ラッセル・インベストメント株式会社の2022年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

財務諸表

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第24期 (2021年12月31日現在)	第25期 (2022年12月31日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	2,667,202	1,234,739
前払費用	45,192	47,298
未収委託者報酬	333,851	311,111
未収運用受託報酬	2,077,095	1,681,977
未収投資助言報酬	199,166	204,377
未収入金 ※2	-	29,542
未収還付法人税等	-	75,446
その他流動資産	88,903	87,544
流動資産合計	5,411,412	3,672,038
固定資産		
有形固定資産		
建物付属設備	168,956	144,253
器具備品	45,461	38,720
有形固定資産合計 ※1	214,418	182,973
無形固定資産		
ソフトウェア	-	181
無形固定資産合計	-	181
投資その他の資産		
長期差入保証金	138,854	138,086
投資その他の資産合計	138,854	138,086
固定資産合計	353,272	321,241
資産合計	5,764,684	3,993,279

(単位：千円)

	第24期 (2021年12月31日現在)	第25期 (2022年12月31日現在)
負債の部		
流動負債		
預り金	33,806	31,887
未払金		
未払手数料	58,091	59,972
未払委託調査費	749,584	673,472
未払委託計算費	6,654	6,409
その他未払金 ※2	1,215,416	417,542
未払金合計	2,029,746	1,157,397
未払費用	37,887	58,745
未払消費税等	377,908	9,727
未払法人税等	158,649	-
前受金	59,873	59,277
賞与引当金	457,540	357,102
リース債務	3,240	3,240
流動負債合計	3,158,652	1,677,378
固定負債		

資産除去債務	41,239	43,517
長期未払金	960,625	1,001,162
長期未払費用	13,353	16,930
長期リース債務	4,861	1,620
固定負債合計	1,020,079	1,063,229
負債合計	4,178,732	2,740,607
純資産の部		
株主資本		
資本金	490,000	490,000
資本剰余金		
資本準備金	13,685	13,685
資本剰余金合計	13,685	13,685
利益剰余金		
利益準備金	108,814	108,814
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	973,451	640,171
利益剰余金合計	1,082,265	748,985
株主資本合計	1,585,951	1,252,671
純資産合計	1,585,951	1,252,671
負債純資産合計	5,764,684	3,993,279

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第24期 (自 2021年 1月 1日 至 2021年12月31日)	第25期 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日)
営業収益		
委託者報酬	1,187,703	1,165,693
運用受託報酬	8,213,845	6,756,109
投資助言報酬	615,401	550,180
その他収益	491,064	464,378
営業収益合計	10,508,015	8,936,362
営業費用		
支払手数料	213,651	237,223
広告宣伝費	1,819	710
調査費		
委託調査費	5,175,514	5,479,578
図書費	1,380	1,245
調査費合計	5,176,894	5,480,823
委託計算費	73,375	70,290
業務委託費	264,270	358,126
営業雑経費		
通信費	7,772	6,852
印刷費	9,722	7,974
協会費	10,765	10,676
営業雑経費合計	28,259	25,503
営業費用合計	5,758,270	6,172,676
一般管理費		
給料		
役員報酬	46,810	46,419
給料・手当	1,078,410	1,119,120
賞与	5,640	6,393
賞与引当金繰入額	457,540	357,102

給料合計	1,588,403	1,529,034
福利厚生費	167,427	172,748
交際費	1,803	2,393
寄付金	372	690
旅費交通費	845	6,159
租税公課	51,042	20,014
不動産賃借料	163,047	163,321
退職給付費用	150,539	170,819
消耗器具備品費	412,378	429,816
修繕費	2,993	3,634
水道光熱費	3,980	4,577
会議費用	375	1,351
固定資産減価償却費	35,451	35,215
諸経費	122,843	133,009
一般管理費合計	2,701,504	2,672,788
営業利益又は営業損失(△)	2,048,240	90,898
営業外収益		
受取利息	11	14
その他営業外収益	2,331	2,517
営業外収益合計	2,342	2,532
営業外費用		
為替差損	62,685	118,086
営業外費用合計	62,685	118,086
経常利益又は経常損失(△)	1,987,897	△ 24,655
特別損失		
割増退職金	3,206	58,399
特別損失合計	3,206	58,399
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	1,984,690	△ 83,054
法人税、住民税及び事業税	706,126	225
法人税等調整額	55,112	-
法人税等合計	761,239	225
当期純利益又は当期純損失(△)	1,223,451	△ 83,280

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位:千円)

第24期 (自 2021年 1月 1日 至 2021年12月31日)									
	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	490,000	13,685	-	13,685	108,814	582,978	691,792	1,195,478	1,195,478
当期変動額									
剰余金の配当	-	-	-	-	-	△ 832,978	△ 832,978	△ 832,978	△ 832,978
当期純利益又は 当期純損失(△)	-	-	-	-	-	1,223,451	1,223,451	1,223,451	1,223,451
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	390,473	390,473	390,473	390,473
当期末残高	490,000	13,685	-	13,685	108,814	973,451	1,082,265	1,585,951	1,585,951

(単位:千円)

第25期 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日)									

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	490,000	13,685	-	13,685	108,814	973,451	1,082,265	1,585,951	1,585,951
当期変動額									
剰余金の配当	-	-	-	-	-	△ 250,000	△ 250,000	△ 250,000	△ 250,000
当期純利益又は 当期純損失 (△)	-	-	-	-	-	△ 83,280	△ 83,280	△ 83,280	△ 83,280
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	△ 333,280	△ 333,280	△ 333,280	△ 333,280
当期末残高	490,000	13,685	-	13,685	108,814	640,171	748,985	1,252,671	1,252,671

注記事項

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	該当事項はありません。
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
4. 収益及び費用の計上基準	当社は、資産運用サービスから (1) 委託者報酬、(2) 運用受託報酬、(3) 投資助言報酬、並びに (4) その他収益を稼得しております。 (1) 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、運用期間にわたり収益として認識しております。 (2) 運用受託報酬 運用受託報酬は、契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、運用期間にわたり収益として認識しております。運用受託報酬には成功報酬が含まれる場合があり、成功報酬は、対象となる特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬が確定する際に、それまでに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り、収益として認識しております。 (3) 投資助言報酬 投資助言報酬は、契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、契約期間にわたり収益として認識しております。 (4) その他収益 その他収益は、当社のグループ会社等との契約に基づき認識され、当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、契約期間にわたり収益として認識しております。
5. 引当金の計上基準	賞与引当金 従業員に対し支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

6. リース取引の処理方法	リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
7. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。

(重要な会計上の見積り)

第24期 2021年12月31日現在	第25期 2022年12月31日現在
当事業年度の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当事業年度の翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。	同左

(会計方針の変更)

<p>「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これによる当期の財務諸表に与える影響はありません。</p> <p>「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号2019年7月4日)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当期の財務諸表に与える影響はありません。</p>

(貸借対照表関係)

第24期 2021年12月31日現在	第25期 2022年12月31日現在												
<p>*1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <table border="0"> <tr> <td>建物付属設備</td> <td>29,888千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>29,177千円</td> </tr> </table> <p>*2 関係会社項目</p> <table border="0"> <tr> <td>その他未払金</td> <td>568,357千円</td> </tr> </table>	建物付属設備	29,888千円	器具備品	29,177千円	その他未払金	568,357千円	<p>*1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <table border="0"> <tr> <td>建物付属設備</td> <td>54,592千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>39,199千円</td> </tr> </table> <p>*2 関係会社項目</p> <table border="0"> <tr> <td>未収入金</td> <td>29,542千円</td> </tr> </table>	建物付属設備	54,592千円	器具備品	39,199千円	未収入金	29,542千円
建物付属設備	29,888千円												
器具備品	29,177千円												
その他未払金	568,357千円												
建物付属設備	54,592千円												
器具備品	39,199千円												
未収入金	29,542千円												

(損益計算書関係)

第24期 自 2021年 1月 1日 至 2021年12月31日	第25期 自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日
該当事項はありません。	同左

(株主資本等変動計算書関係)

第24期 自 2021年 1月 1日 至 2021年12月31日					第25期 自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日				
1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項					1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項				
株式の種類	当期首株式数(株)	当期増加株式数(株)	当期減少株式数(株)	当期末株式数(株)	株式の種類	当期首株式数(株)	当期増加株式数(株)	当期減少株式数(株)	当期末株式数(株)
発行済株式					発行済株式				
普通株式	34,090	-	-	34,090	普通株式	34,090	-	-	34,090
合計	34,090	-	-	34,090	合計	34,090	-	-	34,090
2. 配当に関する事項 (1)配当金支払額					2. 配当に関する事項 (1)配当金支払額				

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たりの配当額	基準日	効力発生日	決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たりの配当額	基準日	効力発生日
2021年5月26日 株主総会	普通株式	582,978千円	17,101.16円	2020年12月31日	2021年6月1日	2022年3月29日 株主総会	普通株式	250,000千円	7,333.52円	2021年12月31日	2022年4月4日
2021年11月10日 株主総会	普通株式	250,000千円	7,333.52円	2021年6月30日	2021年11月16日						
(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの 該当事項はありません。					(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの 同左						

(リース取引関係)

第24期 自 2021年 1月 1日 至 2021年12月31日	第25期 自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日
注記すべきリース取引を行っていないため、該当事項はありません。	同左

(金融商品関係)

第24期 2021年12月31日現在	第25期 2022年12月31日現在
1. 金融商品の状況に関する事項 (1) 金融商品に対する取組方針 当社は、資金運用については預金等に限定し、また、必要な資金についてはグループ会社より調達しております。デリバティブに該当する事項はありません。 (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制 当社が保有する金融資産は、主として預金、国内の取引先に対する未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬であり、取引先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、ファイナンス&コーポレート・サービス部において取引先ごとの期日管理及び残高管理を行う体制としております。 未払金及び未払消費税等は、短期間で決済されております。未払金には、外貨建てのものが含まれており、為替変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、ファイナンス&コーポレート・サービス部においてリスク管理及び残高管理を行う体制としております。	
2. 金融商品の時価等に関する事項 預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払金及び未払消費税等は、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。	2. 金融商品の時価等に関する事項 預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬及び未払金は、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。
3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項 2021年12月31日現在、前項にて注記を省略しているため、記載を省略しております。	3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項 2022年12月31日現在、前項にて注記を省略しているため、記載を省略しております。

(有価証券関係)

第24期 2021年12月31日現在	第25期 2022年12月31日現在
1. その他有価証券で時価のあるもの 該当事項はありません。	1. その他有価証券で時価のあるもの 同左
2. 当期中に売却したその他有価証券 注記すべき有価証券の売却取引を行っていないため、該当事項はありません。	2. 当期中に売却したその他有価証券 同左

(デリバティブ取引関係)

第24期 2021年12月31日現在	第25期 2022年12月31日現在
該当事項はありません。	同左

(退職給付関係)

第24期 2021年12月31日現在	第25期 2022年12月31日現在
1. 採用している退職給付制度の概要 退職一時金規程に基づく退職一時金制度と企業型年金規約に基づく確定拠出年金制度を採用しております。なお当社が有する退職一時金制度は、簡便法により長期未払金及び退職給付費用を計上しております。	1. 採用している退職給付制度の概要 同左
2. 退職一時金制度 (単位：千円) (1) 長期未払金の当期首残高と当期末残高の調整表 長期未払金の当期首残高 969,842 退職給付費用 103,375 退職給付の支払額等 Δ 112,591 長期未払金の当期末残高 <u>960,625</u>	2. 退職一時金制度 (単位：千円) (1) 長期未払金の当期首残高と当期末残高の調整表 長期未払金の当期首残高 960,625 退職給付費用 112,646 退職給付の支払額等 Δ 72,109 長期未払金の当期末残高 <u>1,001,162</u>
(2) 退職給付費用 (単位：千円) 簡便法で計算した退職給付費用 103,375	(2) 退職給付費用 (単位：千円) 簡便法で計算した退職給付費用 112,646
3. 確定拠出制度 (単位：千円) 確定拠出制度への要拠出額 45,649	3. 確定拠出制度 (単位：千円) 確定拠出制度への要拠出額 48,602

(ストック・オプション等関係)

第24期 自 2021年 1月 1日 至 2021年12月31日	第25期 自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日
該当事項はありません。	同左

(税効果会計関係)

第24期 2021年12月31日現在	第25期 2022年12月31日現在
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 (単位：千円) 繰延税金資産 未払費用 237,621 賞与引当金 140,099 資産除去債務 4,472 長期未払金 294,143 長期未払費用 4,088 その他 64,437 繰延税金資産合計 <u>744,862</u> 評価性引当額 Δ 744,862 繰延税金資産の純額 <u>-</u>	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 (単位：千円) 繰延税金資産 税務上の繰越欠損金 111,691 未払費用 213,598 賞与引当金 109,344 資産除去債務 7,500 長期未払金 306,555 長期未払費用 5,184 その他 2,532 繰延税金資産合計 <u>756,407</u> 評価性引当額 Δ 756,407 繰延税金資産の純額 <u>-</u>
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率 (調整)	30.62%	法定実効税率 (調整)	30.62%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.74%	交際費等永久に損金に算入されない項目	△16.69%
住民税均等割	0.01%	住民税均等割	△0.20%
評価性引当額の増減	6.97%	評価性引当額の増減	△13.90%
その他	0.01%	その他	△0.10%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	38.36%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	△0.27%
3. 法人税等の変更等による影響 該当事項はありません。		3. 法人税等の変更等による影響 同左	

(資産除去債務関係)

第24期 2021年12月31日現在	第25期 2022年12月31日現在
資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの	
1. 当該資産除去債務の概要 建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。	
2. 当該資産除去債務の金額の算定方法 物件ごとに使用見込期間を見積り、割引率は使用見込期間に応じた割引率を使用して資産除去債務の金額を計算しております。	
3. 当該資産除去債務の総額の増減 (単位：千円)	3. 当該資産除去債務の総額の増減 (単位：千円)
当期首残高 時の経過による調整額 当期末残高	当期首残高 時の経過による調整額 当期末残高
39,081 2,158 <u>41,239</u>	41,239 2,277 <u>43,517</u>

(収益認識関係)

第24期 (自 2021年 1月 1日 至 2021年12月31日)					
1. 顧客との契約から生じる収益を分析した情報 (単位：千円)					
	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他収益	合計
運用報酬	1,187,703	6,642,026	615,401	491,064	8,936,196
成功報酬	-	1,571,818	-	-	1,571,818
合計	1,187,703	8,213,845	615,401	491,064	10,508,015
2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報 (重要な会計方針) 4. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。					
3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額および時期に関する情報 重要性が乏しいため、記載を省略しております。					

第25期 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日)					
1. 顧客との契約から生じる収益を分析した情報 (単位：千円)					
	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他収益	合計
運用報酬	1,165,693	6,756,109	550,180	464,378	8,936,362

成功報酬	-	-	-	-	-
合計	1,165,693	6,756,109	550,180	464,378	8,936,362

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
(重要な会計方針) 4. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額および時期に関する情報
重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

<p>第24期 (自 2021年 1月 1日 至 2021年12月31日)</p>					
<p>1. セグメント情報 当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業、第二種金融商品取引業を行っております。上記の他に、資産運用に関する情報提供及びコンサルティング業務を行っております。当社は投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業及びこれらの附帯業務並びに資産運用に関する情報提供及びコンサルティング業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。 従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。</p>					
<p>2. 関連情報 (1) 製品及びサービスごとの情報</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p>					
	投資信託業	投資一任業	投資助言業	その他	合計
外部顧客への 営業収益	1,187,703	8,213,845	615,401	491,064	10,508,015
<p>(2) 地域ごとの情報 ① 営業収益 本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。 ② 有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。</p>					
<p>(3) 主要な顧客ごとの情報</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p>					
顧客の名称又は氏名	営業収益		関連するセグメント		
A社(※)	6,344,370		投資一任業・投資助言業		
B社(※)	1,097,776		投資一任業・投資助言業		
<p>(※) A社及びB社との間で守秘義務契約を負っているため、社名の公表は控えております。</p>					
<p>3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 該当事項はありません。</p>					
<p>4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 該当事項はありません。</p>					
<p>5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 該当事項はありません。</p>					

<p>第25期 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日)</p>					
---	--	--	--	--	--

1. セグメント情報					
<p>当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業、第二種金融商品取引業を行っております。上記の他に、資産運用に関する情報提供及びコンサルティング業務を行っております。当社は投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業及びこれらの附帯業務並びに資産運用に関する情報提供及びコンサルティング業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。</p> <p>従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。</p>					
2. 関連情報					
(1) 製品及びサービスごとの情報					
(単位：千円)					
	投資信託業	投資一任業	投資助言葉	その他	合計
外部顧客への営業収益	1,165,693	6,756,109	550,180	464,378	8,936,362
(2) 地域ごとの情報					
① 営業収益					
本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。					
② 有形固定資産					
本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。					
(3) 主要な顧客ごとの情報					
(単位：千円)					
顧客の名称又は氏名	営業収益		関連するセグメント		
A社(※)	5,132,006		投資一任業・投資助言葉		
B社(※)	930,773		投資一任業・投資助言葉		
(※) A社及びB社との間で守秘義務契約を負っているため、社名の公表は控えております。					
3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報					
該当事項はありません。					
4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報					
該当事項はありません。					
5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報					
該当事項はありません。					

(関連当事者情報)

第24期（自2021年1月1日 至2021年12月31日）

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の被所有 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員 の 兼任等	事業上 の 関係				
親会社	Russell Investments Japan Holdco 合同会社	東京都港区 虎ノ門	1円	持株会社	直接 所有 100%	兼任 3人	連結納税	法人税の支払	568,218	未払金	568,357

兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の被所有 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員 の 兼任等	事業上 の 関係				
親会社の子会社	Russell Investments Group, LLC	アメリカ合衆国, ワシントン州 シアトル市	-	コーポ レート サポート	なし	兼任 1人	業務委託 契約の 締結	グループ会 社間取引の 資金決済	564,443	未払金	355,020
親会社の子会社	Russell	アメリカ合衆国,	-	運用執行	なし	兼任	業務委託	その他収益	16,569	未収入金	-

子会社	Investments Implementation Services, LLC	ワシントン州シアトル市		サービス		1人	契約の締結	委託調査費	2,302,921	未払金	175,737
-----	--	-------------	--	------	--	----	-------	-------	-----------	-----	---------

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)当事業年度より、Russell Investments Implementation Services, LLC と、直接、資金決済を行っております。

なお、取引の内容については、グループ会社との間で合理的な基準により決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

Russell Investments Japan Holdco 合同会社 (非上場)

Russell Investments Group, Ltd. (非上場)

TA Associates Management, L.P. (非上場)

Reverence Capital Partners, L.P. (非上場)

(2) 重要な関連会社

該当事項はありません。

第25期 (自2022年1月1日 至2022年12月31日)

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上の 関係				
親会社	Russell Investments Japan Holdco 合同会社	東京都港区虎ノ門	1円	持株会社	直接所有100%	兼任 3人	連結納税	法人税の還付	292	未収入金	29,542

兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上の 関係				
親会社の 子会社	Russell Investments Group, LLC	アメリカ合衆国, ワシントン州シアトル市	-	コーポレートサポート	なし	兼任 0人	業務委託 契約の締結	グループ会社間取引の 資金決済	724,500	未払金	229,612
親会社の 子会社	Russell Investments Implementation Services, LLC	アメリカ合衆国, ワシントン州シアトル市	-	運用執行 サービス	なし	兼任 0人	業務委託 契約の締結	委託調査費	1,959,589	未払金	146,049

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)Russell Investments Implementation Services, LLC と、直接、資金決済を行っております。

なお、取引の内容については、グループ会社との間で合理的な基準により決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

Russell Investments Japan Holdco 合同会社 (非上場)

Russell Investments Group, Ltd. (非上場)

TA Associates Management, L.P. (非上場)

Reverence Capital Partners, L.P. (非上場)

(2) 重要な関連会社

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第24期 自 2021年 1月 1日 至 2021年12月31日		第25期 自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日	
1株当たり純資産額	46,522.49円	1株当たり純資産額	36,746.00円
1株当たり当期純利益	35,888.87円	1株当たり当期純損失	2,442.96円
損益計算書上の当期純利益	1,223,451千円	損益計算書上の当期純損失	83,280千円
1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に関する当期純利益	1,223,451千円	1株当たり当期純損失の算定に用いられた普通株式に関する当期純損失	83,280千円
差額	-	差額	-
期中平均株式数		期中平均株式数	
普通株式	34,090株	普通株式	34,090株
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純損失については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(重要な後発事象)

第24期 自 2021年 1月 1日 至 2021年12月31日	第25期 自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日
該当事項はありません。	同左

独立監査人の中間監査報告書

2023年9月21日

ラッセル・インベストメント株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

DocuSigned by:
鶴田 光夫
A1FCBAB206554BB...

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているラッセル・インベストメント株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第26期事業年度の中間会計期間（2023年1月1日から2023年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ラッセル・インベストメント株式会社の2023年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2023年1月1日から2023年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められる

かどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

中間財務諸表
(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

		第26期中間会計期間末 (2023年6月30日現在)
資産の部		
流動資産		
預金		3,371,312
前払費用		48,144
未収委託者報酬		304,137
未収運用受託報酬		1,611,671
未収投資助言報酬		108,489
未収入金		330
その他流動資産		87,305
流動資産合計		5,531,390
固定資産		
有形固定資産		
建物付属設備		131,901
器具備品		38,829
有形固定資産合計	*1	170,730
無形固定資産		
ソフトウェア		159
無形固定資産合計		159
投資その他の資産		
長期差入保証金		138,106
投資その他の資産合計		138,106
固定資産合計		308,995
資産合計		5,840,386

(単位：千円)

		第26期中間会計期間末 (2023年6月30日現在)
負債の部		
流動負債		
預り金		40,006
未払金		
未払手数料		65,352
未払委託調査費		623,624
未払委託計算費		6,647
その他未払金		1,956,810
未払金合計		2,652,434
未払費用		52,897
未払消費税等		392,901
未払法人税等		11,032
前受金		73,341
賞与引当金		189,950
リース債務		3,240
流動負債合計		3,415,804
固定負債		
資産除去債務		44,702
長期未払金		1,016,437
長期未払費用		18,221
固定負債合計		1,079,361
負債合計		4,495,165

純資産の部		
株主資本		
資本金		490,000
資本剰余金		
資本準備金		13,685
資本剰余金合計		13,685
利益剰余金		
利益準備金		108,814
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		732,720
利益剰余金合計		841,534
株主資本合計		1,345,220
純資産合計		1,345,220
負債純資産合計		5,840,386

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

	第26期中間会計期間 (自 2023年1月 1日 至 2023年6月30日)	
営業収益		
委託者報酬		583,506
運用受託報酬		5,977,169
投資助言報酬		279,555
その他収益		227,041
営業収益合計		7,067,272
営業費用		5,478,780
一般管理費	*1	1,388,239
営業利益		200,252
営業外収益		
受取利息		21
その他営業外収益		3,281
営業外収益合計		3,303
営業外費用		
為替差損		80,447
営業外費用合計		80,447
経常利益		123,107
特別損失		
割増退職金		30,293
特別損失合計		30,293
税引前中間純利益		92,814
法人税、住民税及び事業税		265
法人税等合計		265
中間純利益		92,549

注記事項

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	該当事項はありません。
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについて

	ては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
4. 収益及び費用の計上基準	<p>当社は、資産運用サービスから（1）委託者報酬、（2）運用受託報酬、（3）投資助言報酬、並びに（4）その他収益を稼得しております。</p> <p>（1）委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、運用期間にわたり収益として認識しております。</p> <p>（2）運用受託報酬 運用受託報酬は、契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、運用期間にわたり収益として認識しております。運用受託報酬には成功報酬が含まれる場合があり、成功報酬は、対象となる特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬が確定する際に、それまでに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り、収益として認識しております。</p> <p>（3）投資助言報酬 投資助言報酬は、契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、契約期間にわたり収益として認識しております。</p> <p>（4）その他収益 その他収益は、当社のグループ会社等との契約に基づき認識され、当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、契約期間にわたり収益として認識しております。</p>
5. 引当金の計上基準	<p>賞与引当金 従業員に対し支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。</p>
6. リース取引の処理方法	<p>リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p>
7. その他中間財務諸表作成のための重要な事項	<p>グループ通算制度の適用 グループ通算制度を適用しております。</p>

(中間貸借対照表関係)

	第26期中間会計期末 (2023年6月30日現在)
*1 有形固定資産の減価償却累計額	111,479千円

(中間損益計算書関係)

	第26期中間会計期間 (自 2023年1月 1日 至 2023年6月30日)
*1 減価償却実施額	有形固定資産 17,688千円 無形固定資産 22千円

(リース取引関係)

第26期中間会計期間 (自 2023年1月 1日 至 2023年6月30日)
該当事項はありません。

(金融商品関係)

第26期中間会計期間末 (2023年6月30日現在)
1. 金融商品の時価等に関する事項 預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払金及び未払消費税等は、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。
2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項 2023年6月30日現在、前項にて注記を省略しているため、記載を省略しております。

(有価証券関係)

第26期中間会計期間末 (2023年6月30日現在)
該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

第26期中間会計期間末 (2023年6月30日現在)
該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

第26期中間会計期間 (自 2023年1月 1日 至 2023年6月30日)
該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

第26期中間会計期間末 (2023年6月30日現在)	
資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの 当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減	
当事業年度期首残高	43,517 千円
時の経過による調整額	1,185 千円
当中間会計期間末残高	44,702 千円

(収益認識関係)

第26期中間会計期間 (自 2023年1月 1日 至 2023年6月30日)
1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報
(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他収益	合計
運用報酬	583,506	5,699,680	279,555	227,041	6,789,783
成功報酬	-	277,489	-	-	277,489
合計	583,506	5,977,169	279,555	227,041	7,067,272

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
(重要な会計方針) 4. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

第26期中間会計期間 (自 2023年1月 1日 至 2023年6月30日)					
1. セグメント情報					
<p>当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業、第二種金融商品取引業を行っております。上記の他に、資産運用に関する情報提供及びコンサルティング業務を行っております。当社は投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業及びこれらの附帯業務並びに資産運用に関する情報提供及びコンサルティング業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。</p> <p>従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。</p>					
2. 関連情報					
(1) 製品及びサービスごとの情報					
(単位：千円)					
	投資信託業	投資一任業	投資助言業	その他	合計
外部顧客への営業収益	583,506	5,977,169	279,555	227,041	7,067,272
(2) 地域ごとの情報					
① 営業収益					
本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。					
② 有形固定資産					
本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。					
(3) 主要な顧客ごとの情報					
(単位：千円)					
顧客の名称又は氏名	営業収益		関連するセグメント		
A社(※)	5,274,096		投資一任業・投資助言業		
(※) A社との間で守秘義務契約を負っているため、社名の公表は控えております。					
3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報					
該当事項はありません。					
4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報					
該当事項はありません。					
5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報					
該当事項はありません。					

(1株当たり情報)

第26期中間会計期間 (自 2023年1月 1日 至 2023年6月30日)	

1株当たり純資産額	39,460.85円
1株当たり中間純利益	2,714.84円
中間損益計算書上の中間純利益	92,549千円
1株当たり中間純利益の算定に用いられた普通株式に関する中間純利益	92,549千円
差額	—
期中平均株式数	
普通株式	34,090株

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

第26期中間会計期間 (自 2023年1月 1日 至 2023年6月30日)
該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④、⑤において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③、④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

(1) 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項
該当事項はありません。

(2) 訴訟その他の重要事項

委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実は発生していません。

追加型証券投資信託 ラッセル・インベストメント外国株式ファンド

運用の基本方針

信託約款第19条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① マザーファンド受益証券への投資を通じて、主に日本を除く世界先進各国の市場において取引されている株式に投資することにより、信託財産の長期的な成長を図ります。
- ② MSCI KOKUSAI（配当込み）をベンチマークとします。
- ③ マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。
- ④ 実質組入外貨建資産に対する為替ヘッジは、市況動向、資金動向等により委託者が適切と判断した場合に行うことがあります。
- ⑤ 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- ⑥ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクまたは為替変動リスクを回避するため、デリバティブ取引を行うことができます。

(3) 投資制限

- ① 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ③ 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券（金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。）に上場等され、かつ当該金融商品取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。）を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、基準価額水準、市況動向等によっては分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託

ラッセル・インベストメント外国株式ファンド

信託約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、ラッセル・インベストメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

- ② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第18条第1項、同条第2項および第30条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

- ② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第3条 委託者は、金100億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加することができます。

- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第46条第8項、第47条第1項、第48条第1項、第49条第1項および第51条第2項の規定による信託期間終了日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第6条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については100億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第27条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。ただし、一般社団法人投資信託協会規則に別段の定めがある場合には同規則の定めるところによります。

③ 第29条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。ただし、一般社団法人投資信託協会規則に別段の定めがある場合には同規則の定めるところによります。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第11条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第12条 受託者は、第3条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受

益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額等)

第13条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業者を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいい、以下、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関を総称して「指定販売会社」といいます。以下同じ。）は、第8条の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、指定販売会社が定める申込単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。ただし、指定販売会社との間に締結した別に定める収益分配金の再投資に関する契約（以下「別に定める契約」といいます。）に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって取得の申込みに応じることができるものとします。

② 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込みの代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③ 第1項の規定にかかわらず、別に定める日には、指定販売会社は第1項による受益権の取得の申込みに応じないものとします。ただし、第43条第2項に規定する収益分配金の再投資にかかる場合を除きます。

④ 第1項の受益権の価額は、取得申込みを受けた日の翌営業日の基準価額に、手数料ならびに当該手数料に対する消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、1口当たり1円に、手数料および当該手数料に対する消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑤ 前項の手数料の額は、指定販売会社がそれぞれ定めるものとします。

⑥ 第4項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第38条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、受益権の取得申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得申込みの受付を取消すことができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、

当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受益者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条ないし第24条に定めるものに限ります。）

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(運用の指図範囲等)

第17条 委託者は、信託金を、主としてラッセル・インベストメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託であるラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券のほか、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 10. コマーシャル・ペーパー
 11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りします。）
 17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）
 20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、第1号の証券または証書ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第14号の証券のうち投資法人債券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
 - ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、

前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

- ④ 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券以外の投資信託証券（上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該金融商品取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。）を除きます。以下本項および次項において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の5%を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑥ 委託者は、デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用の指図を行うにあたり、一般社団法人投資信託協会規則に基づき、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託者が定めた合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑦ 委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率が、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑧ 前項の比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うものとします。

（利害関係人等との取引等）

- 第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第30条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第21条ないし第27条、第29条および第33条ないし第35条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。
- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
 - ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等また

は子法人等をいいます。) または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第21条ないし第27条、第29条および第33条ないし第35条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(投資する株式等の範囲)

第20条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができます。

(信用取引の指図範囲)

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の信用取引の指図は、当該売付に係る建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付に係る建玉のうち当該信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付に係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

- ④ 第2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売付に係る建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(先物取引等の運用指図)

第22条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)

- ② 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

- ③ 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

- ④ 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内および国外において行われる、金融商品取引法第2条第22項第1号から第4号(ただし、第3号に規定する「前2号及び第5号から第7号までに掲げる取引」は「前2号に掲げる取引」のみとします。)に規定する店頭デリバティブ取引を行うことができます。

(スワップ取引の運用指図)

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

- ④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

- ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式

の時価合計額が信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(有価証券の空売りの指図範囲)

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属さない有価証券または第27条の規定により借入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、売付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

② 前項の売付の指図は、当該売付に係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付に係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をすることができるものとします。

(有価証券の借入れ)

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

② 前項の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をすることができるものとします。

④ 第1項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第28条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

② 前項の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予

約取引の指図をするものとします。

(信託業務の委託等)

第30条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること

4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務

2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務

4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第31条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第32条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をすることができるものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第33条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第34条 委託者は、前条の規定による一部解約金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第35条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとし、

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間、もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第36条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第37条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第38条 この信託の計算期間は、毎年4月19日から4月18日までとします。ただし、第1期計算期間は、信託契約締結日から平成29年4月18日までとします。

- ② 前項の規定に関わらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は第5条に

定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第39条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸経費および諸費用)

第40条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 前項に定める諸経費のほか、以下の諸費用（以下「諸費用」といいます。）および当該諸費用に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。
 1. 振替受益権の管理事務に関連する費用
 2. 有価証券届出書、有価証券報告書等法定書類の作成、印刷および提出に係る費用
 3. 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
 4. 信託約款の作成、印刷および交付に係る費用
 5. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
 6. この信託の受益者に対して行う公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
 7. この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

③ 委託者は、前項に定める諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、上限を付して実際または予想される費用の額を固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることができます。

④ 前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の期中に、かかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

⑤ 第3項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は第38条に規定する計算期間を通じて毎日計上されます。かかる諸費用および当該諸費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

(信託報酬等の総額)

第41条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第38条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の110の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方法)

第42条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、諸費用および当該諸費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、諸費用および当該諸費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第43条 収益分配金は、原則として、毎計算期間終了後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者となります。）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、当該収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに応じたものとし、当該取得申込みに応じたことにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者となります。）に支払

います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ④ 一部解約金（第46条第5項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第46条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 第2項を除く前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとし、本条に定める受益者への支払いについては、委託者は当該指定販売会社に対する支払いをもって免責されるものとします。かかる支払いがなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額（および委託者が一定期間経過後当該指定販売会社より回収した金額があればその金額）を除き、受益者の計算に属する金銭になるものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
- ⑦ 前項の「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第44条 受託者は、原則として、収益分配金については毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金については第43条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第43条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金および償還金の時効)

第45条 受益者が、収益分配金については第43条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第43条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託の一部解約)

第46条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、指定販売会社が定める単位（別に定める契約に係る受益権については、1口の整数倍とします。）をもって、一部解約の実行を請求することができます。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める日には、一部解約の実行の請求は受け付けられないものとします。
- ③ 受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ④ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受付

けた場合には、この信託契約の一部を解約します。
なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

⑤ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受付けた日の翌営業日の基準価額とします。

⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第5項の規定に準じて計算された価額とします。

⑧ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、信託契約締結日から1年経過後、信託財産の純資産総額が30億円を下回るようになった場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合、第47条の規定にしたがいます。

(信託契約の解約)

第47条 委託者は、信託期間中において、前条第8項の場合の他、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続きを行うことが困難な場

合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第48条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第52条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第49条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第52条第2項に規定する書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第50条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第51条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第52条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第52条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、と合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者および

この信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第53条 この信託は、受益者が第46条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第47条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第54条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第55条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(公告)

第56条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.russellinvestments.com/jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載または記録の受益権の取り扱い)

第57条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第58条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、

委託者と受託者との協議により定めます。

(附則)

第1条 第24条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

- ② 第24条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。)を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成28年6月13日

委託者 東京都港区赤坂七丁目3番37号 プラス・カガ
ラッセル・インベストメント株式会社

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社

1. 別に定める日
約款第13条第3項および第46条第2項に規定する「別に定める日」とは、次のものをいいます。
ニューヨーク証券取引所の休業日
ロンドン証券取引所の休業日
フランクフルト証券取引所の休業日

親投資信託

ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド

運用の基本方針

約款第12条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的成長を図ることを目的として運用を行います。

2. 運用方針

(1) 投資対象

日本を除く世界先進各国の市場において取引されている株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 日本を除く世界先進各国の株式を主要投資対象とし、分散投資を行い、信託財産の長期的成長を目指します。
- ② MSCI KOKUSAI（配当込み）をベンチマークとします。
- ③ 外貨建資産に対する為替ヘッジは、市況動向、資金動向等により委託者が適切と判断した場合に行うことがあります。
- ④ 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、為替ヘッジも含め、上記のような運用ができない場合があります。
- ⑤ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため（ヘッジ目的に限定されません。）、デリバティブ取引を行うことができます。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 投資信託証券(上場不動産投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ③ 外貨建資産への投資割合へは、制限を設けません。
- ④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とします。

